

第 55 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 17 年 10 月

福井県人事委員会

(ページ調整のための白紙)

写

人委 第 415 号
平成 17 年 10 月 18 日

福井県議会議長 松崎 晃治 殿
福井県知事 西川 一誠 殿

福井県人事委員会
委員長 石川 満夫

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

(ページ調整のための白紙)

報 告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員(単純労務職員を除く。以下「職員」という。)の給与等の実態を把握するため、本年 4 月「平成 17 年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第 1 表に示すとおり、在職者数は、13,912 人であって、これら在職者の平均年齢は 41.8 歳であり、また、その男女別構成は男 59.6%、女 40.4%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の 6 種 10 給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料 362,578 円、扶養手当 9,831 円、調整手当 252 円、計 372,661 円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料 385,189 円、扶養手当 9,020 円、調整手当 535 円、計 394,744 円である。

なお、民間従業者との給与比較(ラスパイレス比較)を行った行政職給料表適用職員の平均給与月額(給料、扶養手当、調整手当、住居手当、管理職手当等の合計額)は、393,637 円となっている。(本文 7 ページ)

第 1 表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	福祉職	全給料表
区 分				(一)	(二)	(三)		(一)	(二)	(三)		
平均 給 与 月 額	給 料	362,578	370,377	487,747	396,338	396,926	420,585	484,031	365,621	360,666	461,339	385,189
	扶養手当	9,831	15,888	11,666	8,556	6,928	11,644	18,467	7,119	1,763	2,933	9,020
	調整手当	252		614				52,288				535
	計(円)	372,661	386,265	500,027	404,894	403,854	432,229	554,786	372,740	362,429	464,272	394,744
人 員(人)		3,581	1,612	166	2,328	4,843	322	123	290	617	30	13,912
性別 (人)	男	2,552	1,558	121	1,370	2,129	279	107	132	34	6	8,288
	女	1,029	54	45	958	2,714	43	16	158	583	24	5,624
学歴 (人)	大 学	1,973	742	158	2,076	4,647	290	123	154	138	6	10,307
	短 大	483	25	8	108	193	14		133	430	19	1,413
	高 校	1,118	843		144	3	18		3	47	5	2,181
	中 学	7	2							2		11
年 齢(歳)		42.0	41.7	48.2	40.8	41.9	44.1	41.6	41.9	39.4	50.7	41.8
経験年数(年)		21.0	21.3	24.4	18.5	19.5	21.6	18.4	20.0	18.8	29.7	20.0

(注) 1 「給料」には、給料の調整額および教職調整額を含む。

2 再任用職員は含まれていない。(以下、第 4 表までについて同じ。)

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は6,430人で、全職員の46.2%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は1.0人(受給職員平均では2.2人)となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は9,020円(受給職員平均では19,515円)となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当額(円)
扶養手当受給職員	6,430	46.2	1.0 〔受給職員 平均では 2.2〕	9,020 〔受給職員 平均では 19,515〕
扶養親族 1人	1,793	12.9		
2人	2,249	16.2		
3人	1,664	12.0		
4人	583	4.2		
5人	122	0.9		
6人以上	19	0.1		
扶養手当非受給職員	7,482	53.8		
計	13,912	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は4,579人で全職員の32.9%を占めており、その内訳は、借家・借間居住者1,152人(25.2%)、自宅居住者3,427人(74.8%)となっている。

なお、借家・借間居住者の1人当たり平均手当月額は25,473円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		平均手当額(円)	
		人 員(人)	割 合(%)		
住 居 手 当 受 給 職 員		4,579	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	7	0.2	25,473
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	422	9.2	
		手当額27,000円の受給者	723	15.8	
		小 計	1,152	25.2	
	自宅	手当額3,000円の受給者	3,427	74.8	

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,768人で全職員の84.6%を占めており、その内訳は交通機関等利用者899人(7.6%)、交通用具使用者10,550人(89.6%)、併用者319人(2.7%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、平均運賃所要額は11,037円、平均手当支給額は11,037円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)は0人となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は10,414人(98.7%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	該 当 職 員			平均手当額(円)	平均所要額(円)
	人 員(人)	割 合(%)			
受 給 職 員 計	11,768	100.0			
交通機関等利用者	899	7.6	(100.0)	11,037	11,037
55,000円までの者	899	7.6	(100.0)		
55,000円を超える者	0	0.0	(0.0)		
交通用具使用者	10,550	89.6	(100.0)	7,980	
自転車	119	1.0	(1.1)		
原動機付自転車等	17	0.1	(0.2)		
自動車	10,414	88.5	(98.7)		
併 用 者	319	2.7	(100.0)	18,585	
55,000円までの者	319	2.7	(100.0)		
55,000円を超える者	0	0.0	(0.0)		

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 80 事業所を対象に、「平成 17 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 2,308 人および研究員、医師等 54 職種の 455 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

民間における職種別の給与の状況については、参考資料第 13 表に示すとおりである。そのうち、本県行政職員との給与比較（ラスパイレス比較）を行った民間の事務・技術関係職種の従業員の平均給与月額は、392,296 円となっている。（本文 7 ページ）

また、給与改定の状況や各企業における雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

（1）本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員で見ると、ベースアップを実施した事業所の割合は 14.6%（昨年 12.3%）、ベースアップを中止した事業所は 27.9%（同 41.0%）、ベースダウンを実施した事業所が 2.8%（同 0.9%）となっている。また、一般従業員に関してベア慣行なしと回答した事業所が 54.7%（同 45.8%）と昨年に引き続き増加し、過半数を超えている。

定期昇給の状況については、第 6 表に示すとおり、実施事業所の割合は一般の従業員について 80.6%（同 75.2%）となっている。

賃金カットの状況については、第 7 表に示すとおり、実施事業所の割合は、一般の従業員で見ると 0.0%（同 3.1%）、課長級では 1.2%（同 3.1%）となっており、ともに昨年に比べ減少している。

年俸制の導入状況については、第 8 表に示すとおり、導入事業所の割合は、課長級では 28.2%（同 20.9%）、部長級では 36.3%（同 26.0%）となっており、ともに昨年に比べ増加している。

第 5 表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	14.6	27.9	2.8	54.7
課 長 級	17.3	24.9	3.8	54.0

第6表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇 給停止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし	年俸制			
係 員	90.4	80.6	39.1	7.9	33.6	9.8	9.6	-
課 長 級	68.0	63.7	26.8	8.5	28.4	4.3	32.0	28.2

第7表 民間における賃金カットの状況

(単位：%)

項目 役職段階	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所 における平均カット率
係 員	0.0	-
課 長 級	1.2	4.0

(注) 「所定内給与または基本給」に対する賃金カットの実施状況である。

第8表 民間における年俸制の導入状況

(単位：%)

項目 役職段階	年俸制を実施している事業所	年俸制を実施していない事業所
課 長 級	28.2	71.8
部 長 級	36.3	63.7

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第9表に示すとおりとなっている。

第9表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,935円
配偶者と子1人	18,598円
配偶者と子2人	22,236円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,500円、配偶者以外については、1人目および2人目はそれぞれ6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第 10 表に示すとおりとなっている。

第 10 表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
支	給	52.2
	借家・借間居住者に支給	52.2
	自宅居住者に支給	27.0
非	支 給	47.8

(3) 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況について調査した結果、第 11 表に示すとおり、平成 17 年 1 月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は 32.1% (昨年 43.8%) となっており、昨年より減少している。雇用調整の措置内容としては、採用の停止・抑制 14.2%、部門の整理・部門間の配転 10.0%、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換 13.3% などの割合が高く、また、希望退職者の募集 3.9%、正社員の解雇 2.7% などの厳しい措置も一部で実施されているが、多くの措置内容において昨年より概ね実施割合が減少している。

第 11 表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	14.2
部門の整理・部門間の配転	10.0
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	13.3
転籍出向	2.3
一時帰休・休業	2.9
残業の規制	2.2
希望退職者の募集	3.9
正社員の解雇	2.7
計	32.1

(注) 1 平成 17 年 1 月以降の実施状況である。

2 複数回答方式により調査しているため、計は各項目の数値の合計となっていない。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「平成17年福井県職員給与実態調査」および「平成17年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、職務の種類別に責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の4月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第12表に示すとおり、職員給与が民間給与を1,341円（0.34%）上回った。

第12表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	392,296 円
職員給与 (B)	393,637 円
較 差 (A) - (B)	1,341 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.34%

(2) 特別給

「平成17年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第13表に示すとおり所定内給与月額との4.43月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月）を上回っている。

第13表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均給与月額	
	下半期 (A1)	348,451 円	266,656 円
	上半期 (A2)	339,989 円	263,095 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	757,385 円	489,355 円
	上半期 (B2)	767,045 円	485,760 円
特別給の支給割合	下半期 (B1 / A1)	2.17 月分	1.84 月分
	上半期 (B2 / A2)	2.26 月分	1.85 月分
年 間 の 合 計		4.43 月分	3.69 月分

(注) 下半期とは平成16年8月から平成17年1月まで、上半期とは平成17年2月から同年7月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物 価 ・ 生 計 費

今年 4 月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年 4 月と比べ 1.0 ポイントの上昇となっている。また、家計調査（総務省）によれば、今年 4 月の福井市内の農林漁家世帯を除く全世帯における消費支出は、昨年と同水準となっている。

平成 17 年 4 月分の家計調査の結果を基礎として、世帯人員等の調整を行うことにより算出した費目別平均支出金額に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した福井市における 2 人世帯、3 人世帯および 4 人世帯の標準生計費は、今年 4 月においてそれぞれ 143,720 円、170,750 円、197,780 円（昨年 4 月においては、それぞれ 152,470 円、176,770 円、201,060 円）となった。また、別に算定した 1 人世帯の標準生計費は、107,020 円（昨年 104,400 円）となっている。

（参考資料第 17 表、第 19 表）

(2) 雇 用 情 勢

労働力調査（総務省）によれば、今年 4 月の全国における完全失業率は、昨年 4 月の水準を 0.3 ポイント下回り、4.4%（季節調整値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本県における今年 4 月の有効求人倍率は、昨年 4 月と比べ 0.32 ポイント上昇し、1.27 倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第 19 表）

5 人事院の報告および勧告

人事院は、本年8月15日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告し、あわせて給与の改定および給与構造の改革について勧告するとともに、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

給与勧告の基本的考え方

給与勧告の意義と役割

勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、適正な給与を確保する機能を有するもの、労使関係の安定、能率的な行政運営を維持する上での基盤

民間準拠の考え方

国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

官民の給与較差に基づく給与改定

1 官民給与の比較

約 8,300 民間事業所の約 35 万人の個人別給与を実地調査（完了率 91.0%）

月例給

官民の4月分給与を調査（ベア中止、定昇停止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、役職段階、年齢、勤務地域など給与決定要素の同じ者同士を比較

官民較差 1,389円 0.36%〔行政職(一)...現行給与 382,092円 平均年齢 40.3歳〕

俸給	1,057円	扶養手当	214円
はね返し分	118円		

ボーナス

昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.40月）

2 給与改定の内容と考え方

月例給 官民較差（マイナス）の大きさ等を考慮し、月例給を引下げ

(1) 俸給表

行政職俸給表(一) すべての級の俸給月額を同率で引下げ（改定率 0.3%）

指定職俸給表 行政職俸給表(一)と同程度の引下げ（改定率 0.3%）

その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げ

(2) 扶養手当 配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ（13,500円 13,000円）

(3) その他の手当

医師の初任給調整手当 ・医療職(一) 最高307,900円 306,900円

・医療職(一)以外（医系技官等）最高 50,200円 50,000円

委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況を踏まえ支給限度額を引下げ

（37,900円 37,800円）

期末・勤勉手当等（ボーナス）

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.4月分 4.45月分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
本年度	期末手当	1.4月（支給済み）	1.6月（改定なし）
	勤勉手当	0.7月（支給済み）	0.75月（現行0.7月）
18年度	期末手当	1.4月	1.6月
	勤勉手当	0.725月	0.725月

[実施時期等]

公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施。

本年4月からこの改定の実施の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消するため、4月の給与に較差率を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月期のボーナスの額に較差率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で調整

その他の課題

(1) 特殊勤務手当の見直し

平成16年に6手当9業務、平成17年に9手当14業務の見直しを実施、今後も引き続き手当ごとの業務の実態等を精査して所要の見直しを検討

(2) 官民比較方法の見直し

民間企業における人事・組織形態の変化に対応できるように、官民比較方法について、学識経験者の研究会を設けて検討

(3) 独立行政法人等の給与水準の把握

専門機関として、独立行政法人等における給与水準の在り方等の検討において今後とも適切な協力

【参考】モデル給与例

(単位：円)

			勧告前		勧告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	25歳	独身	184,400	3,024,000	183,800	3,024,000	0
	30歳	配偶者	234,600	3,829,000	233,400	3,821,000	8,000
係長	35歳	配偶者、子1	315,900	5,219,000	314,500	5,212,000	7,000
	40歳	配偶者、子2	354,000	5,842,000	352,500	5,835,000	7,000
地方機関課長	50歳	配偶者、子2	473,910	7,729,000	471,980	7,721,000	8,000
本府省課長	45歳	配偶者、子2	729,260	12,336,000	726,320	12,327,000	9,000
本府省局長	-	-	1,109,920	18,532,000	1,106,560	18,555,000	23,000
事務次官	-	-	1,457,120	24,329,000	1,452,640	24,358,000	29,000

給与構造の改革

1 給与構造の改革の基本的な考え方

職員の士気を確保しつつ、能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保していく必要

その場合、公務員給与は、職員の最も重要な勤務条件であり、その制度の基本は、民間との均衡を考慮して整備していく必要。また、新しい公務員給与のシステムが国民の目から見て合理性・納得性を持つものであることが重要

(改革の必要性)

- (1) 地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、俸給水準の引下げを行い、民間賃金水準が高い地域では地域間調整を図るための手当を支給
- (2) 年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた俸給構造への転換
- (3) 勤務実績をよりの確に反映し得るよう昇給制度、勤勉手当制度を整備
- (4) スペシャリストのスタッフ職としての処遇や、在職期間の長期化に対応した複線型人事管理の導入に向けた環境整備

2 改革すべき事項

(1) 俸給表及び俸給制度の見直し

ア 行政職俸給表(一)の見直し

- ・ 地域別の官民較差の3年平均値を参考として、俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ
- ・ 若手の係員層については引下げを行わず、中高年齢層について7%引き下げることにより、給与カーブをフラット化
- ・ 現行1級・2級(係員級)及び4級・5級(係長級)の統合。従来の本府省課長の職責を上回る職務に対応した級の新設(11級制 10級制)

- ・きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号俸を4分割
- ・現在在職者がいないか、在職実態が極めて少ない初号等の号俸をカット
- ・現時点の最高号俸を超える者の在職実態を踏まえ、号俸を増設
- ・最高号俸を超える俸給月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止
- ・中途採用者の初任給決定の制限、昇格時の号俸決定方法について見直し

イ 指定職俸給表の見直し

現行の行政職俸給表(一)11級と同程度引き下げるとともに、現在在職者がいない1号俸から3号俸までの号俸をカット

ウ 行政職俸給表(一)及び指定職俸給表以外の見直し

行政職俸給表(一)との均衡を基本として、職務の級及び号俸構成、水準是正などを見直し

エ 俸給の調整額の見直し

俸給表の水準引下げとの整合性を確保

(2) 地域手当及び広域異動手当の新設

ア 地域手当の新設

民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、現行の調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給

- ・賃金構造基本統計調査による賃金指数を用いた指定基準を基本として、支給地域及び支給割合を決定
- ・支給区分は、18%、15%、12%、10%、6%及び3%の6区分。手当額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額（現在の調整手当支給地域のうち、指定基準を満たさない地域については、当分の間、継続して支給）
- ・大規模空港区域内の官署に在勤する職員について、当該区域内の民間賃金等の事情を考慮して、特例的な地域手当を支給
- ・医師に対する調整手当の特例及び官署移転の円滑な実施等のために設けられている調整手当の特例についても、地域手当の特例として存置
- ・円滑な異動及び適切な人材配置を確保するため、平成16年に見直しを行った現行の調整手当の異動保障と同様の制度を引き続き措置

イ 広域異動手当の新設

転勤のある民間企業の従業員の賃金水準が地域の平均的な民間賃金水準より高いことを考慮し、広域異動を行った職員に対して手当を新設

- ・官署を異にする異動を行った職員のうち、異動前後の官署間の距離及び異動前の住居から異動直後に在勤する官署までの間の距離がいずれも60km以上となる職員について、広域異動の日から、原則3年以内の期間支給
- ・手当額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、異動前後の官署間の距離区分に応じて、60km以上300km未満の場合は3%、300km以上の場合は6%を乗じて得た額
- ・地域手当が支給される場合には、地域手当の支給額を超える部分の額の広域異動手当を支給

(3) 勤務実績の給与への反映

ア 勤務実績に基づく昇給制度の導入

特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階(A~E)設けることにより、職員の勤務実績が適切に反映される昇給制度を導入

- ・年4回の昇給時期を年1回(1月1日)に統一。昇給号俸数は、A(極めて良好)で8号俸以上、B(特に良好)で6号俸、C(良好)で4号俸、D(やや良好でない)で2号俸、E(良好でない)は昇給なし。ただし、管理職層は、C(良好)を3号俸昇給に抑制。B以上は分布率を設定。D以下については、該当事由に関する判断基準を別に設定
- ・55歳昇給停止措置に替えて、55歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分程度に抑制

イ 勤労手当への実績反映の拡大

勤務実績を支給額により反映し得るよう、査定原資を増額(平成17年の引上げ分0.05月分のうち0.03月分を平成18年の6月期、12月期の勤労手当の査定原資として配分)し「優秀」以上の成績区分の人員分布の拡大を図る。また、新たに「特に優秀」及び「優秀」の成績区分に係る人員分布率を設定

ウ 昇格基準の見直し

昇給及び勤労手当に係る勤務実績の判定結果を活用

エ 給与決定のための勤務成績の判定についての改善

昇給及び勤勉手当の運用に資するよう、当面、各府省の現行の判定手続を明確化、成績上位者の判定尺度を例示、標準的な勤務成績に達しない場合の統一的な判定基準を設定

(4) スタッフ職活用のための環境整備

スペシャリストのスタッフ職としての処遇や、在職期間の長期化に対応した複線型人事管理の導入のため、3級程度の簡素な級構成の専門スタッフ職俸給表を新設

(5) 俸給の特別調整額の定額化

経験年数にかかわらず、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から俸給表別・職務の級別・支給区分別の定額制に移行。地方機関の管理職に適用される三種～五種の手当額については、改善を行った上で定額化

(6) 本府省手当の新設

本府省における職務の特殊性・困難性、人材確保の必要性に配慮し、本府省の課長補佐（俸給の特別調整額（8%）は廃止し、手当の水準は維持）、係長及び係員を対象とした本府省手当（役職段階別・職務の級別の定額制）を新設

3 実施スケジュール

(1) 基本的な考え方

俸給の引下げは、経過措置を設けて段階的に実施するとともに、新制度の導入や手当額の引上げについても段階的に導入し、平成22年度までの5年間で完成

(2) 新制度の段階的な実施方法

ア 俸給表等の実施時期と経過措置

新俸給表は平成18年4月1日から適用。同日にすべての職員の俸給月額を新俸給表に切替え。経過措置として新旧俸給月額の差額を支給。平成18～21年度までの間、昇給幅を1号俸抑制。俸給の調整額の改定も平成18年4月1日から施行

イ 手当の新設等の実施方法

地域手当は平成18年度から、広域異動手当は平成19年度から段階的に導入。俸給の特別調整額の定額化は平成19年度から実施。専門スタッフ職俸給表及び本府省手当の新設は平成22年度までの間に実施

ウ 給与への勤務実績反映

新昇給制度は平成18年4月1日から実施（新制度による最初の昇給は平成19年1月1日。）勤勉手当の勤務実績反映の拡大は平成18年の6月期から実施。昇格運用の見直しに係る措置については平成19年4月1日から実施。新昇給制度における勤務成績の判定に係る改善措置等の活用は、平成18年4月1日から管理職層について先行して行い、引き続きその他の職員について行う

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子～行政の専門集団を目指して～

公務員の人事管理全般について、時代の要請に的確に対応した改革を進めることは引き続き重要
公務員人事管理の改革に関する本院の基本的問題意識、当面の主な課題と具体的方向を表明

1 公務員人事管理を取り巻く状況

- ・「小さくて効率的な政府」への取組として、国の行政のスリム化・減量化が進展。市場化テストなど官と民の守備範囲の議論も活発
- ・各界から、公務員人事管理に関する種々の提言。「天下り」については引き続き厳しい批判

2 本院の基本認識～求められる公務員像～

複雑・高度化する行政ニーズにこたえるため、公務員は国民本位の効率的行政を支える専門集団となる必要

- ・政治主導の政策決定を支え、その着実な実施を担う行政の専門家として今後も重要な役割
- ・企画立案重視・事後監視型の業務遂行スタイルへの変化に対応して、特定分野の高度専門職の確保・養成とともに、行政官の専門的知識・能力の一層の向上が重要
- ・国際的な視野の下、多面的な問題分析能力・交渉能力等のかん養が不可欠
- ・所管行政に過度にとらわれない、幅広い国家的視野が必要。市民感覚の保持、高い倫理観・使命感のかん養が重要。透明性・説明責任についての高い意識が不可欠

- ・「官業」の民間開放に向けた取組が行われる中、職員の取扱いは民間労働法制の取扱いを踏まえつつ、適切な配慮が必要。公務の範囲の在り方については引き続き関心を持って研究

3 主な課題と具体的方向

多様な有為の人材の確保と専門能力の向上

- ～ 国家公務員の志望者層に変化が生じつつあるとの指摘があり、人材確保の取組が重要
- ア 大学院教育を重視する大学の変化等に対応するため、18年度試験から 種試験を見直し(出題科目・出題数、記述式重視等)。専門職大学院の動向等を踏まえ、引き続き検討
 - 種試験(行政区分)(地域ごとの試験)において、本府省の人材確保のため、各地域の試験合格者から本府省に採用できる仕組みを整備 - 18年度から実施
- イ 民間経験者の公務への採用機会を拡大し、各府省の選考採用を支援するため、公募手続や能力実証の一部を人事院が担う経験者採用システムについて18年度導入を目途に検討
- ウ 「キャリア・システム」に対しては、各方面から批判。幹部要員の選抜・育成の在り方をより柔軟で開放的なものにしていく方向で検討。当面、種・種等採用職員の計画的育成と登用の一層の推進を図っていくことが必要
- エ 留学派遣者が早期退職した場合の留学費用返還制度を検討 - 早急に別途意見の申出
- オ 府省間・官民間の人事交流の推進が重要。各府省・民間企業の交流希望についての情報交換の仲介等の環境を整備
- カ 米国連邦政府職員の「マンスフィールド研修」のような海外派遣システムを検討
 - 日中韓三国間における人事行政ネットワークを通じ、幅広い協力計画を積極的に実施
- 能力・実績に基づく人事管理
 - ア 能力・実績に基づく人事管理の土台として、客観的で公正性や透明性が高く、実効性ある人事評価制度の整備が必要。職員、各府省、職員団体の理解・納得を得られるよう、関係者間で十分協議を行った上で、試行を行い、実効性等を検証しつつ制度設計することが不可欠

留意点

- ・役職段階に応じた着眼点や行動類型による基準に基づき職務行動を判定。併せて管理者と職員の間で仕事内容等を確認した上で、仕事の結果を振り返って判定
- ・評価者は複数段階とし、期首・期末の面談、評価に当たっての自己申告を実施
- ・評価結果は本人に開示していく方向で対応
- ・評価者研修を実施
- ・苦情に対処する仕組みを整備

- イ 「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」の見直しなどの取組を推進
- ウ 分限処分に關し、各任命権者が制度の趣旨に則った対処を行えるよう、分限事由に該当する場合の対応の仕方等について鋭意検討
- 勤務環境の整備
 - ア 育児・介護を行う職員が常勤職員のまま短時間勤務することを認める短時間勤務制を導入
 - 早期に成案・別途意見の申出
 - イ 修学等の能力開発や社会貢献等の活動のため、自発的休業制度の導入を検討
 - ウ 勤務時間の弾力的な運用のため、基準・モデルを示し、助言・指導・事後チェックを実施。併せて、勤務時間の割振り基準の法的整備を検討 - 別途意見の申出
 - 「事業場外労働のみなし労働時間制」相当の仕組みの導入を検討
 - エ 超過勤務の縮減のため、超過勤務命令の基準を明確化。また、明示的な超過勤務命令を徹底し、超過勤務時間を管理者が日々遅滞なく把握・確定するシステムを確立
 - オ 心の健康づくり対策を一層推進し、各機関の専門医の確保を促進
 - カ 各府省の人事・給与関係業務情報システム導入を支援。安定的運用のためのシステム開発
- 退職管理
 - ア 営利企業への再就職規制について、各府省における制度の徹底等適切な対応を要請
 - イ 早期退職慣行を是正し、公務内において長期に職員の能力を活用できるよう、専門スタッフ職俸給表の新設など在职期間の長期化に資する環境整備について検討
 - 再任用制度の円滑な運営に向けた環境の整備を図る。なお、民間の動向に注視しつつ、60歳代前半の本格的な雇用の在り方についても検討

人事院は、人事行政の公正の確保、労働基本権制約の代償を担う中立第三者機関・専門機関として、引き続きその役割を適切に果たしてまいりたい

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を1,341円(0.34%)上回っていることが判明した。これは、大企業を中心とした企業収益の改善にもかかわらず、ベア慣行そのものをなくしてしまう企業が増えてきていること、業種、地域、企業間で給与改定の状況も様々であること、平均年齢の上昇等により職員の給与が増加したことなどによるものと考えられる。

本委員会としては、本年の公民較差の状況や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給与の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

また、特別給については、職種別民間給与実態調査の結果や人事院勧告の内容、他の都道府県の状況等を勘案した結果、0.05月引き上げることが適当であると判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 給 料

給料表については、本年の公民較差がマイナスとなったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、全給料表について同率の引下げ改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

扶養手当については、民間の支給状況や人事院勧告における改定状況等を考慮し、配偶者に係る支給月額を引き下げる必要がある。

期末手当・勤勉手当等については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。

医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定を行う必要がある。

イ 改定の実施時期等

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、公民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、遡及することなく実施することとする。なお、減額改定に伴う日割計算等の事務の複雑化を避けるため、この改定は、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施することとする。

また、給料表の切替えに伴う調整措置としては、改定後の給料表適用の日前に職務の級に異動があった職員等の号給等について逆転防止のために必要な調整を行う。

(2) 給与構造の改革

人事院は、国家公務員の給与制度について、昭和32年以来約50年振りの抜本的な改革を勧告した。その内容については前述したとおりであるが、今回の改革の背景には、民間企業における賃金制度の大きな改革の流れがあるものと認められる。近年の厳しい社会経済情勢を踏まえ、企業は事業の再構築や組織の見直し等を継続的に行うとともに、これまでの年功的な賃金制度から、仕事、職責の大きさや成果に応じた賃金制度へと移行している。これに伴い、ベア慣行の廃止、生活給的な手当の廃止・本給化、管理職の年俸制導入や査定昇給の拡大など、能力や業績の賃金への反映を拡大、強化する企業が増加している。また、人事院が今回の改革に当たって指摘しているように、賃金構造基本統計調査によれば、民間賃金水準の地域差が認められる。

地方公務員の給与のあり方については、現在、総務省において「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」を設置し検討が行われているが、同研究会は本年8月に「地方公務員の給与構造の見直しに関する基本的方向性」を取りまとめた。その内容は、地方公務員の給与についても、年功重視から職務重視への給料表構造の転換、昇給や勤勉手当等における勤務実績のよりの確な反映、地域の民間給与の的確な反映を目指して見直しに取り組む必要があり、当面は、国家公務員の取組みを参考として見直しを行うべきであるというものである。

本県の給与制度は、これまで一貫して国家公務員の給与制度に準拠してきた。したがって、人事院が指摘しているように、年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムの構築と職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与の確保という課題は、本県の給与制度にも当てはまるものと認められる。また、昨今、地方公務員給与については国民から厳しい目が注がれており、民間の賃金制度の改革の状況を踏まえると、本県給与制度についても現行の年功的な制度をこのまま続けていくことは、県民の理解が得られないものと考えられ、職務・職責や勤務実績を的確に反映できる給与制度への転換が必要である。さらに、職員の給与以外の勤務条件、例えば勤務時間・休暇制度などについても、国家公務員に準拠した制度となっており、そうした制度とのバランスも考慮する必要がある。

民間賃金水準の地域差を本県職員の給与に反映させていくことに関しては、賃金構造基本統計調査が賃金に関する統計として最も規模の大きい統計調査であることや、同じ地域に勤務する国家公務員との均衡等を考慮すれば、人事院の用いた基準によることが現時点においては原則となるものと考えられる。

一方、本委員会が「平成17年職種別民間給与実態調査」の際に県内外に支店・工場等複数の事業所を有する民間企業を対象に独自に調査したところ、参考資料第26表に示すとおり、県外事業所と県内事業所間で賃金の地域差を設けている企業は相当数あるものの、県内の事業所間で賃金の地域差を設けている企業はほとんどない実情が明らかになった。

また、職員は県全域を異動することを前提に一括採用されており、これまで基本的に県内の勤務場所により基本給に差がなかった本県において、職務内容が全く変わらない状況下で、福井市に勤務する職員と他の市町村に勤務する職員との間に地域差が生じることは、円滑な人事異動を困難にする懸念がある。これは、原則として勤務場所が単独の市町村内に限定される市町村職員や、全国規模で異動し、また、広域で異動する職員に対して広域異動手当を導入することとしている国家公務員とは異なる都道府県職員の特徴と言える。

以上のように、県内民間企業が県内事業所間で賃金に地域差を設けていない状況や人事管理上の問題を考慮すると、県内に所在する公署に在勤する職員に対する地域手当の支給のあり方については、当分の間、国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給することが適当と考えられる。

本委員会は、人事院勧告の給与構造改革を受け、本県における対応について様々な検討を行ってきたが、民間の賃金制度や賃金水準の動向、地方公務員給与をめぐる状況、本県給与制度の経緯と現状、国家公務員との処遇上の均衡、他の都道府県の動向等を考慮した結果、国家公務員の制度改革に準じて、次のように本県の給与制度を見直すことが、地方公務員法第24条が示す職員の勤務条件の根本基準の趣旨に沿うものであり、公務という同種の職務に対して均衡のとれた給与を保障するものと判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料表

人事院勧告における国家公務員俸給表の見直し内容に準じて、本県の実状も踏まえながら全給料表について給料水準の改定、級構成の再編、号給構成の改定等を行う必要がある。

(イ) 諸手当

調整手当を廃止し、人事院勧告に準じて地域手当を新設する必要がある。ただし、県内に所在する公署に在勤する職員には、県内民間企業の状況、人事管理上の問題等を踏まえ、当分の間、国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給すること。

(ウ) 勤務実績の給与への反映

現在行われている特別昇給と普通昇給を統合し、職員の勤務成績が昇給に適切に反映される仕組みとするとともに、昇給時期を統一し、枠外昇給を廃止する必要がある。

また、55歳昇給停止措置を廃止し、人事院勧告に準じて55歳昇給抑制措置を導入する必要がある。

イ 改定の実施時期および経過措置

アの改定は平成18年4月1日から実施することとし、この改定に伴う経過措置については、国家公務員との均衡を考慮し行う必要がある。

ウ 検討課題

人事院勧告における広域異動手当、本府省手当、専門スタッフ職俸給表の新設については、本県の実状を踏まえ、その必要性やあり方を今後検討していくこととする。

管理職手当については、民間では定額制をとっている企業がほとんどであることから、定額化の方向で今後その水準等について検討していくこととする。

各任命権者においては、勤務実績のより適切な給与（昇給、勤勉手当等）への反映を行っていくため、公正で透明性・納得性の高い新たな評価制度のあり方について、今後、国、他の都道府県の状況や民間企業の制度なども参考にし、職員の理解と納得を得ながら導入に向けた検討を進めていく必要がある。

(3) 職業生活と家庭生活の両立支援～次世代育成支援～

職員が、男女を問わず、一人ひとり職業人としてその能力を十分に発揮し、生き生きと意欲的に職務に取り組むとともに、家庭における子育てや介護、家事などの責任を果たすことのできる環境を整備することは、職員の福祉を増進し、ひいては公務能率を向上させることにもつながるものであり、少子高齢化が急速に進行する中、その対策の重要性と緊急性が増大している課題である。

とりわけ本年は、各任命権者において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画が策定され、4月より実施期間に入っているところである。計画内容については、各任命権者において工夫を凝らした意欲的なものと認められるので、各任命権者は職員・職場管理者に対し計画の趣旨・内容について周知徹底を行うとともに、計画に掲げられた数値目標を達成できるよう着実に努力されることを要望する。

また、国においては、職業生活と家庭生活の両立支援を一層推進するため、育児・介護を行う職員への早出遅出勤務の適用、男性職員の育児参加のための特別休暇の創設などの施策が実施されており、本県においてもこれらの両立支援策の導入について検討していく必要がある。

(4) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、公務能率の向上、さらには、前述したように職業生活と家庭生活の両立という観点から重要な課題である。

近年の任命権者の様々な取組みにより、長期的には一定の改善傾向が見られるところであるが、昨年は福井豪雨の影響もあり、総実勤務時間の増加がみられた。また、依然として特定の職種等において特に長時間に及ぶ超過勤務を行っている職員が見受けられる。

総実勤務時間の短縮を実現するためには、コスト意識をもって勤務時間の管理に意識的に取り組むことが必要不可欠であり、職場管理者はもちろん、職員自身にも一層の努力が求められる。ノー残業デーの設定など、全体的な取組みについては任命権者による継続的な努力がなされてきている。今後は、特に長時間に及ぶ超過勤務を行っている所属や職員を個別的に把握し、その原因を調査し、職員・職場管理者・任命権者間相互において十分な意思疎通を行った上で、職員は事務の簡素化・効率化を図り、職場管理者は事務の平準化や職員への適切なアドバイスなどを行い、任命権者は引き続き適切な人員配置のあり方を検討するなど、それぞれが実効性

のある具体的な対策をとることが望まれる。

また、職員の健康管理、効率的な業務の推進および超過勤務の縮減を図るため、業務の時間帯や繁閑に応じて勤務時間の始業時刻を日ごとに弾力的に設定する早出遅出勤務制度の一層の活用について、検討していく必要がある。

年次休暇の取得日数は、なお全国平均から見て低い水準にある。計画的取得を促進するため、各所属において業務の繁閑に応じ月ごとないし四半期ごとの目標取得日数を定めるなどの具体的な取組みが望まれる。

(5) 職員の健康管理とメンタルヘルス

過重労働による健康障害や職場のストレスなどによる「心の病」については、使用者の安全配慮義務違反が指摘されるケースが多くなってきている。一方で、近年の行政需要の複雑多様化などにより、職員にかかる負担はますます増加する傾向にある。任命権者においては、職員に対して適正な労働時間管理と健康管理を行うことが基本であり、職員に過重な労働負荷がかかった場合などには、それに応じた健康確保措置を取ることが必要である。

過重労働については、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」(平成14年2月12日付け厚生労働省労働基準局長通知)に、特に長時間の超過勤務を行った労働者がいた場合の具体的措置等について記載されている。過重労働を発生させない職場づくりが第一であることは当然であるが、やむを得ず特に長時間にわたる超過勤務を行った職員には、健康障害を防止するための適切な指導を行うことが必要不可欠である。任命権者には、同通知を踏まえた対策を早期に実施されるよう要望する。

メンタルヘルスについては、民間における調査において労働者の「心の病」は増加傾向にあることが指摘されており、本県の職員においても同様の傾向を示している。人事院では、複数の専門家会議を設け課題別に取りまとめを行うなど対策の検討が進められているところであり、官民を問わず、適切なメンタルヘルス対策の整備は重要な課題となっている。職場における主なストレス要因として「仕事上の問題」「職場の人間関係」が指摘されており、心の健康問題防止のためには、職場管理者の役割が非常に重要である。具体的には、各職員の日常的な健康状況把握、職員からの相談への適切な対応、専門機関との連携などが求められるが、職場管理者へのメンタルヘルスに関する十分な研修が必要不可欠である。

(6) 公務員倫理の確保

本年、教職員による不祥事が多発し、県民から強い批判を浴びたところである。

職員の不祥事は、当該職員のみならず公務一般に対する県民の信頼を損ない、県政運営の全般にわたって重大な悪影響を与えるものである。

各職員の担う職責は、その職務内容に関わらず、福井県政を支え、福井県民の福祉向上のために働くという点で等しく重要なものであり、公務の執行者たる職員には、県政の負託者である県民の期待に応えるための資質として高い倫理観の保持が求められていることを、あらためて自覚されたい。

また、任命権者においても職員研修等の機会を捉え、引き続き公務員倫理の高揚のため必要な対策をとる必要がある。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

平成 17 年 4 月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

（2）諸手当

ア 初任給調整手当について

（ア）医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を 268,500 円とすること。

（イ）医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,000 円とすること。

イ 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を 13,000 円とすること。

ウ 勤勉手当および期末特別手当について

（ア）勤勉手当の支給割合

a 平成 17 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.75 月分とすること。

b 平成 18 年度以降については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.725 月分とすること。

（イ）期末特別手当の支給割合

12 月に支給される期末特別手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

（ウ）再任用職員の勤勉手当

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.4 月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

（1）給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

給与構造の改革のための関係条例の改正

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

の1の(1)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第5の切替要領によること。

(2) 昇給制度について

ア 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。

イ アの場合における昇給の号給数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を原則として4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員を昇給させる場合の号給数は、アに定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を原則として2号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

ウ 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとする。

エ 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならないものとする。

(3) 地域手当について

調整手当を地域手当に改め、その支給地域、支給割合等については、国家公務員における取扱いと同様とすること。ただし、県内に所在する公署に在勤する職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)には、当分の間、国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給すること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

の2の(1)による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

の3の(1)による改定後の給料表を別記第7のとおり改定すること。

改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、の1の(2)のウの(ア)のb、およびの3の(1)から(3)までについては、平成18年4月1日から実施すること。

2 平成17年12月に支給する期末手当および期末特別手当に関する特例措置

(1) 平成17年12月に支給する期末手当または期末特別手当（以下「期末手当等」という。）

の額は、期末手当基礎額または期末特別手当基礎額に、当該期末手当等の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、アおよびイに掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当等は、支給しないこととすること。

ア 平成17年4月1日（その日の翌日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）および教職調整額の月額合計額に100分の0.34を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

イ 平成17年6月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額または期末特別手当の額に100分の0.34を乗じて得た額

(2) 平成17年4月1日から同年12月に支給する期末手当等の基準日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、(1)の額の算定に関し所要の措置を講ずること。

3 経過措置

(1) 差額の支給

ア による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあつては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要

があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

イ アの差額に相当する額は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例の規定の適用については、同条例に規定する給料に含まれるものとする。

(2) 昇給に関する特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における の1の(2)の昇給については、国家公務員における取扱いと同様とすること。

(3) 地域手当の支給割合の特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、国家公務員における取扱いとの均衡を考慮し措置すること。

(4) その他所要の経過措置

(1)から(3)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	183,800	209,500	217,600	229,100	238,000	247,100	286,100	330,300	384,800
	2	134,000	163,400	190,800	217,500	226,300	237,900	247,000	256,500	296,400	342,200	399,700
	3	138,400	170,200	198,000	225,500	235,000	246,700	256,300	266,300	307,000	354,200	414,600
	4	142,800	176,800	205,000	233,900	243,900	255,500	265,500	276,200	317,600	366,700	428,700
	5	148,000	183,800	212,600	242,800	252,900	264,300	274,700	285,900	329,200	378,700	443,000
	6	153,800	189,600	220,400	251,700	261,500	273,300	283,900	295,800	341,200	390,900	457,200
	7	159,700	194,900	228,300	260,100	270,000	282,400	293,300	305,800	353,000	403,000	471,100
	8	166,000	200,000	235,700	268,500	278,600	291,400	303,100	315,800	364,800	415,300	485,000
	9	170,600	205,100	242,100	276,800	287,100	300,600	312,800	326,100	376,300	427,200	498,800
	10	174,000	210,000	248,400	284,900	295,500	309,900	322,600	336,500	387,700	439,000	512,600
	11	177,000	214,400	254,600	292,700	303,900	319,100	332,500	346,800	399,100	450,200	526,400
	12	179,700	218,800	260,100	300,400	312,200	328,400	342,100	356,600	410,700	461,200	540,200
	13	182,200	223,000	265,600	307,700	320,100	337,600	351,500	366,100	422,100	471,800	551,300
	14	184,200	227,300	270,600	314,600	327,500	346,800	360,700	375,400	432,800	481,300	558,300
	15	186,200	230,500	275,700	321,400	334,900	356,000	369,700	384,700	442,500	490,000	565,200
	16	187,800	233,400	280,200	327,400	342,000	364,900	378,300	394,000	451,900	497,400	571,100
再任用 職員 以外の 職員	17		236,500	284,200	333,000	347,500	373,500	386,700	403,200	459,600	504,200	575,700
	18		239,400	287,900	336,600	352,200	381,000	393,700	411,800	466,000	508,600	
	19		242,300	291,100	339,900	356,200	386,500	399,200	419,700	472,400		
	20		244,100	293,400	342,900	359,500	391,500	403,900	425,500	476,900		
	21			295,200	345,200	362,300	394,900	408,100	431,100	481,200		
	22			297,200	347,400	365,200	398,400	411,500	434,900	485,300		
	23			299,100	349,700	367,700	401,800	415,200	438,500			
	24			301,100	351,900	370,200	405,200	418,700	442,400			
	25			303,000	354,100	372,700	408,500	422,200	446,000			
	26			304,800	356,500	375,300	411,900	425,700	449,600			
	27			306,700	358,700	377,800	415,300	429,200				
	28			308,700	361,000	380,400	418,700	432,700				
	29			310,600	363,200		422,100					
	30			312,500			425,500					
	31			314,400								
	32			316,200								
再任用 職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

警 察 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	-	230,300	266,200	285,500	295,300	315,900	336,100	378,700
	2	156,200	171,500	197,900	238,100	275,200	294,800	305,100	326,000	346,200	390,700
	3	162,800	178,700	205,900	246,800	284,300	304,200	314,900	336,100	356,300	402,500
	4	169,900	187,800	214,000	255,800	293,400	313,900	324,800	346,100	366,500	414,400
	5	176,800	197,700	221,300	264,900	302,600	323,800	334,900	356,300	376,500	425,500
	6	185,300	205,000	228,700	273,800	311,500	333,800	344,900	366,500	386,500	435,900
	7	195,000	212,400	235,900	282,800	320,200	343,700	354,700	376,500	396,500	445,400
	8	202,300	219,500	243,300	291,900	328,900	353,500	364,500	386,300	406,100	454,900
	9	209,600	226,200	251,400	301,000	337,600	363,100	374,200	396,100	415,800	463,600
	10	216,700	233,200	259,300	309,300	346,200	372,500	383,800	405,600	425,400	472,500
	11	223,400	240,900	267,300	317,600	354,100	381,900	393,400	415,100	434,900	480,800
	12	230,400	247,800	275,300	325,800	362,000	391,300	402,900	424,600	444,000	489,300
	13	237,800	255,600	283,200	334,000	369,700	400,600	412,300	434,000	452,500	497,800
	14	244,700	263,500	290,900	341,900	377,300	409,900	421,700	442,700	460,700	506,400
	15	252,500	271,300	298,600	348,800	384,900	418,500	428,400	450,700	469,000	513,600
	16	260,400	278,900	306,700	356,200	391,800	424,100	434,800	458,000	477,100	517,800
	17	267,700	286,000	314,900	363,700	398,700	429,600	440,200	464,300	485,100	
	18	274,500	293,000	323,100	371,300	404,400	433,800	444,500	468,300	489,100	
再任用 職 員 以外 の 職 員	19	280,700	299,800	331,000	378,800	409,800	437,300	448,600	472,100	493,100	
	20	287,200	306,400	337,900	385,900	413,400	440,500	452,100	476,100	497,000	
	21	293,600	313,100	345,300	392,800	416,400	443,900	455,500	479,800		
	22	299,600	319,500	353,000	398,400	419,400	447,200	458,800	483,400		
	23	305,900	325,700	360,600	404,200	422,400	450,500	462,300			
	24	311,800	332,100	368,100	407,700	425,600	453,900	465,800			
	25	317,400	338,400	375,100	410,700	428,300	457,300				
	26	323,200	344,800	381,900	413,600	431,300					
	27	328,800	350,800	387,800	416,600						
	28	333,700	356,200	393,600	419,800						
	29	337,200	360,800	397,100	422,600						
	30	340,800	365,200	400,000	425,400						
	31	344,600	369,700	402,900	428,200						
	32	348,400	372,200	405,800							
	33	350,700	374,800	409,000							
	34		377,300	411,800							
	35		379,900	414,500							
	36		382,400								
再任用 職 員		242,100	252,300	261,400	275,600	303,800	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

教 育 職 給 料 表 (一)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	-	-	251,900	284,800	364,700
	2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	203,900	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	211,600	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	245,300	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
	16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
再任用 職 員 以外の 職 員	19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	320,400	381,600	457,300	495,400	
	25	323,900	384,500	460,400	498,700	
	26	327,000	387,200	463,400	502,000	
	27	330,000	390,100	466,500		
	28	332,700	392,800	469,500		
	29	334,900	395,600			
	30	336,900	398,200			
	31	339,000	401,000			
	32	341,000	403,700			
	33	343,000	406,600			
	34	344,900	409,400			
	35	346,900				
	36	349,000				
	37	351,100				
	38	353,300				
再任用 職 員		238,800	287,200	303,200	335,300	416,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
ただし、県立大学長の給料月額は、1,065,000円とする。

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	-	310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	528,900
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300	506,900	
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		
	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900	457,000		
	35	350,900	459,800		
	36	352,700	462,600		
	37	354,400	465,400		
	38	356,100	468,200		
	39	358,300			
	40	360,300			
	41	362,300			
	42	364,300			
再任用 職 員 以外 の 職 員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (三)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	-	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,800
	4	160,300	179,600	310,100	424,200
	5	168,200	190,500	323,500	432,400
	6	177,100	197,400	336,700	440,100
	7	187,100	204,300	346,700	447,700
	8	193,700	211,700	356,800	454,900
	9	200,200	219,600	367,100	461,700
	10	206,800	230,500	375,700	468,400
	11	213,500	242,000	384,100	475,300
	12	220,400	253,600	392,100	482,400
	13	227,700	265,900	399,800	488,800
	14	234,900	278,500	407,300	494,000
	15	241,900	291,500	414,700	497,900
	16	249,000	305,100	421,900	501,800
	17	255,500	318,400	428,600	
	18	261,800	331,000	435,200	
	19	268,300	340,900	441,700	
	20	274,100	350,700	447,400	
再任用 職 員 以 外 の 職 員	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300	473,900	
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
32	312,400	426,700			
33	314,100	430,900			
34		434,800			
35		438,400			
36		440,800			
37		443,200			
38		445,600			
39		448,000			
40		450,400			
41		452,800			
再任用 職 員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円	
	1			254,300	309,500	357,000	
	2	134,100	183,000	267,500	323,200	369,400	
	3	138,500	192,700	280,800	337,100	381,900	
	4	143,500	201,700	293,900	347,700	394,200	
	5	149,800	210,800	307,300	357,500	407,400	
	6	157,300	220,300	320,900	367,100	420,800	
	7	165,800	231,700	334,500	376,600	433,800	
	8	174,800	243,000	344,400	385,900	446,700	
	9	183,100	254,300	353,700	395,000	459,500	
	10	190,300	264,100	362,200	403,800	471,500	
	11	197,700	274,300	369,800	412,500	483,300	
	12	205,400	284,200	376,500	421,000	494,300	
	13	213,000	291,400	382,900	429,200	505,000	
	14	220,800	298,000	389,000	436,800	515,600	
	15	229,000	304,700	395,000	444,300	525,200	
再任用 職 員 以外 の 職 員	16	237,300	311,300	400,900	451,700	532,600	
	17	243,600	317,900	406,000	459,000	538,600	
	18	249,700	324,500	410,300	465,400	544,000	
	19	255,700	330,900	414,700	472,100	548,600	
	20	261,600	337,200	418,600	477,100		
	21	267,000	343,400	422,500	481,600		
	22	272,300	348,200	426,300	485,400		
	23	277,400	352,300	430,100	489,200		
	24	282,400	355,100	433,500	493,000		
	25	287,100	357,900	436,800			
	26	290,900	360,700				
	27	294,500	363,500				
	28	297,400	366,300				
	29	299,800	369,000				
	30	301,700					
		31	303,800				
		32	305,700				
再任用 職 員		216,900	262,600	296,500	339,300	389,100	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (一)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	-	294,900	345,900	424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
	10	349,600	427,100	467,400	523,900
	11	362,200	436,600	478,200	533,600
	12	374,600	445,700	488,400	542,500
	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
再任用 職 員 以外の 職 員	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
	21		502,100	555,200	604,900
	22		505,600	559,800	609,500
	23		509,000	563,800	614,100
	24		512,400	567,900	618,700
	25				623,300
	26				627,900
	27				632,500
	28				637,100
	29				641,700
再任用 職 員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
再任用 職員 以外の 職員	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700		
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100		
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500		
	24		294,800	353,300	376,900	424,900		
	25		296,600	355,600	379,200			
	26		298,300	357,600	381,700			
	27		300,200	359,700	384,300			
	28		301,900	361,800				
	29			364,000				
	30			366,200				
再任用 職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (三)

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	146,200	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	151,500	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	157,100	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	162,900	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	169,100	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	177,200	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	185,600	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	194,300	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	199,400	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	204,600	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	209,900	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	215,300	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	220,900	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	226,700	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	232,600	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	238,300	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	243,900	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	249,400	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
	20	255,200	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
再任用 職 員 以外 の 職 員	21	260,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	265,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	270,500	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	274,700	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	279,100	335,800	377,400	397,700	428,900		
	26	283,100	339,700	380,700	400,900	431,400		
	27	287,200	343,000	383,700	403,800			
	28	290,700	345,900	386,500	406,200			
	29	293,800	348,600	389,300				
	30	296,200	350,700	392,000				
	31	298,300	352,700	394,300				
32	300,100	354,600						
33	302,000	356,500						
34	303,900	358,600						
35	305,800	360,700						
36	307,700	362,900						
37	309,600	365,200						
38	311,400	367,400						
39	313,500							
40	315,400							
41	317,400							
42	319,200							
再任用 職 員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,800	189,400	236,200	256,900	295,800	329,200
	2	151,400	196,600	245,000	265,700	305,800	341,200
	3	156,900	203,700	253,900	274,700	315,800	353,000
	4	162,600	211,000	262,400	283,900	326,100	364,800
	5	168,700	218,700	270,800	293,300	336,500	376,300
	6	175,400	226,700	279,200	303,100	346,800	387,700
	7	182,100	235,100	287,500	312,800	356,600	399,100
	8	189,300	243,800	296,000	322,600	366,100	410,700
	9	195,300	252,700	304,300	332,500	375,400	422,100
	10	200,600	261,000	312,400	342,100	384,700	432,800
	11	206,000	269,300	320,300	351,500	394,000	442,500
	12	211,000	277,500	327,600	360,700	403,200	451,900
	13	216,400	285,500	334,900	369,700	411,800	459,600
	14	221,800	293,200	342,000	378,300	419,700	466,000
	15	227,200	300,800	347,500	386,700	425,500	472,400
	16	232,400	308,000	352,200	393,700	431,100	476,900
再任用	17	237,700	314,800	356,200	399,200	434,900	481,200
職 員	18	242,300	321,500	359,500	403,900	438,500	485,300
以外の	19	246,500	327,400	362,300	408,100	442,400	
職 員	20	250,800	333,000	365,200	411,500	446,000	
	21	254,800	336,600	367,700	415,200	449,600	
	22	258,700	339,900	370,200	418,700		
	23	262,100	342,900	372,700	422,200		
	24	265,400	345,200	375,300	425,700		
	25	268,200	347,400	377,800	429,200		
	26	270,800	349,700	380,400	432,700		
	27	272,900	351,900				
	28	274,900	354,100				
	29	276,900	356,500				
	30	278,800	358,700				
	31	280,700	361,000				
	32	282,600	363,200				
	33	284,400					
	34	286,300					
	35	288,100					
	36	290,000					
	37	291,800					
	38	293,500					
	39	295,200					
再任用 職 員		200,700	251,000	268,200	307,300	330,200	364,600

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	375,000
3	405,000

別記第 3

第 7 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

教 育 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級						
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
	1	160,300	202,200	263,500	317,000	409,100	77	293,400	348,900	421,000	458,600	554,200
	2	162,300	204,400	266,600	320,500	411,600	78	294,400	349,900	421,600	459,300	555,100
	3	164,300	206,600	269,700	324,000	414,100	79	295,400	350,900	422,200	460,000	556,000
	4	166,300	208,800	272,800	327,500	416,600	80	296,400	351,900	422,800	460,700	556,900
	5	168,200	210,900	275,900	331,100	419,200	81	297,500	352,900	423,400	461,500	557,800
	6	170,700	213,100	278,800	334,600	421,700	82	298,400	353,900	424,000	462,200	
	7	173,200	215,300	281,700	338,100	424,200	83	299,300	354,900	424,600	462,900	
	8	175,700	217,500	284,600	341,600	426,700	84	300,200	355,900	425,200	463,600	
	9	178,200	219,800	287,600	345,200	429,000	85	301,100	356,800	425,700	464,100	
	10	180,900	222,200	290,600	348,500	431,500	86	302,000	357,500	426,300	464,800	
	11	183,600	224,600	293,600	351,800	434,000	87	302,900	358,200	426,900	465,500	
	12	186,300	227,000	296,600	355,100	436,500	88	303,800	358,900	427,500	466,200	
	13	189,000	229,300	299,600	358,400	438,800	89	304,600	359,700	428,000	466,700	
	14	190,900	231,700	302,400	361,000	441,200	90	305,300	360,300	428,600	467,400	
	15	192,800	234,100	305,200	363,600	443,600	91	306,000	360,900	429,200	468,100	
	16	194,700	236,500	308,000	366,200	446,000	92	306,700	361,500	429,800	468,800	
	17	196,700	238,700	310,700	368,900	448,500	93	307,400	362,100	430,200	469,300	
	18	198,500	241,800	313,500	371,200	450,900	94	308,000	362,600	430,700	470,000	
	19	200,300	244,900	316,300	373,500	453,300	95	308,600	363,100	431,200	470,700	
	20	202,100	248,000	319,100	375,800	455,700	96	309,200	363,600	431,700	471,400	
	21	203,900	251,100	321,700	378,000	458,200	97	309,900	364,200	432,300	471,900	
	22	205,800	254,200	324,500	380,100	460,600	98	310,500	364,700	432,800	472,600	
	23	207,700	257,300	327,300	382,200	463,000	99	311,100	365,200	433,300	473,300	
	24	209,600	260,400	330,100	384,300	465,400	100	311,700	365,700	433,800	474,000	
	25	211,600	263,400	332,700	386,300	467,900	101	312,300	366,300	434,400	474,500	
	26	213,700	266,500	335,200	388,200	470,300	102	312,800	366,800	434,900		
	27	215,800	269,600	337,700	390,100	472,700	103	313,300	367,300	435,400		
	28	217,900	272,700	340,200	392,000	475,100	104	313,800	367,800	435,900		
	29	219,900	275,800	342,600	394,000	477,500	105	314,300	368,400	436,500		
	30	222,200	278,600	344,800	395,800	479,900	106	314,700	368,900	437,000		
	31	224,500	281,400	347,000	397,600	482,300	107	315,100	369,400	437,500		
	32	226,800	284,200	349,200	399,400	484,700	108	315,500	369,900	438,000		
	33	229,200	287,100	351,500	401,300	487,100	109	315,900	370,500	438,600		
	34	231,100	290,100	353,800	403,100	489,400	110	316,300	371,000	439,100		
	35	233,000	293,100	356,100	404,900	491,700	111	316,700	371,500	439,600		
	36	234,900	296,100	358,400	406,700	494,000	112	317,100	372,000	440,100		
再任用職員	37	236,800	299,100	360,500	408,300	496,300	113	317,400	372,600	440,700		
	38	238,900	301,500	362,600	410,000	498,300	114	317,800	373,100	441,200		
	39	241,000	303,900	364,700	411,700	500,300	115	318,200	373,600	441,700		
	40	243,100	306,300	366,800	413,400	502,300	116	318,600	374,100	442,200		
	41	245,300	308,600	368,800	415,100	504,400	117	318,900	374,600	442,800		
	42	247,300	310,000	370,700	416,800	506,300	118	319,300	375,100			
	43	249,300	311,400	372,600	418,500	508,200	119	319,700	375,600			
	44	251,300	312,800	374,500	420,200	510,100	120	320,100	376,100			
	45	253,200	314,100	376,500	421,700	512,100	121	320,400	376,600			
	46	255,200	315,300	378,300	423,300	514,000	122	320,800	377,100			
	47	257,200	316,500	380,100	424,900	515,900	123	321,200	377,600			
	48	259,200	317,700	381,900	426,500	517,800	124	321,600	378,100			
	49	261,100	318,700	383,800	428,100	519,800	125	321,800	378,600			
	50	262,500	319,800	385,600	429,400	521,700	126	322,200	379,100			
	51	263,900	320,900	387,400	430,700	523,600	127	322,600	379,600			
	52	265,300	322,000	389,200	432,000	525,500	128	323,000	380,100			
	53	266,500	323,200	390,800	433,200	527,500	129	323,200	380,600			
	54	267,800	324,300	392,400	434,300	529,200	130	323,600	381,100			
	55	269,100	325,400	394,000	435,400	530,900	131	324,000	381,600			
	56	270,400	326,500	395,600	436,500	532,600	132	324,400	382,100			
	57	271,800	327,600	397,000	437,700	534,400	133	324,600	382,600			
	58	273,000	328,700	398,500	438,800	535,700	134	325,000	383,100			
	59	274,200	329,800	400,000	439,900	537,000	135	325,400	383,600			
	60	275,400	330,900	401,500	441,000	538,300	136	325,800	384,100			
	61	276,400	332,000	402,900	442,100	539,600	137	326,000	384,600			
	62	277,500	333,100	404,400	443,200	540,600	138	326,300	385,100			
	63	278,600	334,200	405,900	444,300	541,600	139	326,600	385,600			
	64	279,700	335,300	407,400	445,400	542,600	140	326,900	386,100			
	65	280,700	336,300	408,800	446,400	543,400	141	327,300	386,600			
	66	281,800	337,400	410,000	447,400	544,300	142	327,600				
	67	282,900	338,500	411,200	448,400	545,200	143	327,900				
	68	284,000	339,600	412,400	449,400	546,100	144	328,200				
	69	285,000	340,600	413,600	450,500	547,000	145	328,600				
	70	286,100	341,700	414,600	451,500	547,900	146	328,900				
	71	287,200	342,800	415,600	452,500	548,800	147	329,200				
	72	288,300	343,900	416,600	453,500	549,700	148	329,500				
	73	289,200	344,800	417,600	454,600	550,600	149	329,900				
	74	290,300	345,800	418,500	455,600	551,500	150	330,200				
	75	291,400	346,800	419,400	456,600	552,400	151	330,500				
	76	292,500	347,800	420,300	457,600	553,300	152	330,800				
							153	331,200				
							154	331,500				
							155	331,800				
							156	332,100				
							157	332,500				
再任用職員								238,800	287,200	299,500	322,500	409,100

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。ただし、県立大学長の給料月額は、994,000円とする。

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級					
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円					
再任用 職員 以外の 職員	1	147,000	190,500	331,500	424,900	77	281,600	368,400	467,700	
	2	148,500	192,200	333,800	426,800	78	282,800	370,100	468,700	
	3	150,000	193,900	336,100	428,700	79	284,000	371,800	469,700	
	4	151,500	195,600	338,400	430,600	80	285,200	373,500	470,700	
	5	153,100	197,400	340,700	432,500	81	286,500	375,200	471,500	
	6	154,900	199,100	343,000	434,400	82	287,700	376,700	472,500	
	7	156,700	200,800	345,300	436,300	83	288,900	378,200	473,500	
	8	158,500	202,500	347,600	438,200	84	290,100	379,700	474,500	
	9	160,300	204,300	349,800	440,000	85	291,400	381,200	475,300	
	10	162,300	206,200	352,000	441,900	86	292,600	382,700	476,300	
	11	164,300	208,100	354,200	443,800	87	293,800	384,200	477,300	
	12	166,300	210,000	356,400	445,700	88	295,000	385,700	478,300	
	13	168,200	211,700	358,600	447,500	89	296,200	387,200	479,100	
	14	170,400	213,700	360,700	449,400	90	297,400	388,600		
	15	172,600	215,700	362,800	451,300	91	298,600	390,000		
	16	174,800	217,700	364,900	453,200	92	299,800	391,400		
	17	177,100	219,600	366,900	455,000	93	300,800	392,900		
	18	179,600	222,300	368,900	456,900	94	302,000	394,200		
	19	182,100	225,000	370,900	458,800	95	303,200	395,500		
	20	184,600	227,700	372,900	460,700	96	304,400	396,800		
	21	187,100	230,500	375,000	462,500	97	305,400	398,200		
	22	188,800	233,400	377,000	464,400	98	306,500	399,300		
	23	190,500	236,300	379,000	466,300	99	307,600	400,400		
	24	192,200	239,200	381,000	468,200	100	308,700	401,500		
	25	193,700	242,000	382,900	470,000	101	309,600	402,600		
	26	195,400	244,900	384,900	471,700	102	310,700	403,700		
	27	197,100	247,800	386,900	473,400	103	311,800	404,800		
	28	198,800	250,700	388,900	475,100	104	312,900	405,900		
	29	200,300	253,600	390,800	476,900	105	313,800	406,800		
	30	202,000	256,300	392,800	478,600	106	314,700	407,800		
	31	203,700	259,000	394,800	480,300	107	315,600	408,800		
	32	205,400	261,700	396,800	482,000	108	316,500	409,800		
	33	207,000	264,400	398,700	483,700	109	317,500	410,700		
	34	208,800	267,100	400,500	484,700	110	318,100	411,600		
	35	210,600	269,800	402,300	485,700	111	318,700	412,500		
	36	212,400	272,500	404,100	486,700	112	319,300	413,400		
	37	214,100	275,200	405,700	487,800	113	320,000	414,100		
	38	215,900	277,900	407,300	488,800	114	320,500	414,900		
	39	217,700	280,600	408,900	489,800	115	321,000	415,700		
	40	219,500	283,300	410,500	490,800	116	321,500	416,500		
	41	221,400	285,900	412,200	491,600	117	322,100	417,300		
	42	223,200	288,600	413,800	492,600	118	322,600	418,100		
	43	225,000	291,300	415,400	493,600	119	323,100	418,900		
	44	226,800	294,000	417,000	494,600	120	323,600	419,700		
	45	228,700	296,500	418,700	495,400	121	324,200	420,500		
	46	230,500	299,200	420,300	496,400	122	324,700	421,000		
	47	232,300	301,900	421,900	497,400	123	325,200	421,500		
	48	234,100	304,600	423,500	498,400	124	325,700	422,000		
	49	235,800	307,100	425,200	499,200	125	326,300	422,400		
	50	237,600	309,600	426,800		126	326,700	422,900		
	51	239,400	312,100	428,400		127	327,100	423,400		
	52	241,200	314,600	430,000		128	327,500	423,900		
	53	242,900	317,000	431,700		129	327,800	424,300		
	54	244,700	319,200	433,300		130	328,200	424,800		
	55	246,500	321,400	434,900		131	328,600	425,300		
	56	248,300	323,600	436,500		132	329,000	425,800		
	57	250,000	325,900	438,200		133	329,200	426,200		
	58	251,700	328,100	439,800		134	329,500	426,700		
	59	253,400	330,300	441,400		135	329,800	427,200		
	60	255,100	332,500	443,000		136	330,100	427,700		
	61	256,800	334,700	444,700		137	330,500	428,100		
	62	258,500	336,900	446,300		138	330,800	428,600		
	63	260,200	339,100	447,900		139	331,100	429,100		
	64	261,900	341,300	449,500		140	331,400	429,600		
	65	263,600	343,500	451,200		141	331,700	430,000		
	66	265,300	345,700	452,800		142	332,000	430,500		
	67	267,000	347,900	454,400		143	332,300	431,000		
	68	268,700	350,100	456,000		144	332,600	431,500		
	69	270,200	352,100	457,600		145	332,900	431,900		
	70	271,700	354,200	459,200		146	333,200	432,400		
	71	273,200	356,300	460,800		147	333,500	432,900		
	72	274,700	358,400	462,400		148	333,800	433,400		
	73	276,000	360,400	463,900		149	334,000	433,800		
	74	277,400	362,400	464,900		150	334,300	434,300		
	75	278,800	364,400	465,900		151	334,600	434,800		
	76	280,200	366,400	466,900		152	334,900	435,300		
					153	335,100	435,700			
	再任用 職員					235,300	279,400	338,200	424,900	

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	1	147,000	162,400	286,100	414,500	
	2	148,500	164,500	289,200	416,100	
	3	150,000	166,600	292,300	417,700	
	4	151,500	168,700	295,400	419,300	
	5	153,100	170,700	298,400	421,000	
	6	154,900	172,900	301,500	422,600	
	7	156,700	175,100	304,600	424,200	
	8	158,500	177,300	307,700	425,800	
	9	160,300	179,600	310,700	427,300	
	10	162,300	182,300	313,600	428,700	
	11	164,300	185,000	316,500	430,100	
	12	166,300	187,700	319,400	431,500	
	13	168,200	190,500	322,300	432,900	
	14	170,400	192,200	324,600	434,300	
	15	172,600	193,900	326,900	435,700	
	16	174,800	195,600	329,200	437,100	
	17	177,100	197,400	331,500	438,400	
	18	179,600	199,100	333,800	439,800	
	19	182,100	200,800	336,100	441,200	
	20	184,600	202,500	338,400	442,600	
	21	187,100	204,300	340,700	443,900	
	22	188,800	206,200	343,000	445,300	
	23	190,500	208,100	345,300	446,700	
	24	192,200	210,000	347,600	448,100	
	25	193,700	211,700	349,800	449,400	
	26	195,300	213,700	351,700	450,700	
	27	196,900	215,700	353,600	452,000	
	28	198,500	217,700	355,500	453,300	
	29	200,200	219,600	357,400	454,600	
	30	201,900	222,300	359,300	455,800	
	31	203,600	225,000	361,200	457,000	
	32	205,300	227,700	363,100	458,200	
	33	206,800	230,500	364,900	459,400	
	34	208,500	233,400	366,700	460,300	
	35	210,200	236,300	368,500	461,200	
	36	211,900	239,200	370,300	462,100	
再任用 職 以外の 職	37	213,500	242,000	372,200	463,000	
	38	215,200	244,900	373,800	463,900	
	39	216,900	247,800	375,400	464,800	
	40	218,600	250,700	377,000	465,700	
	41	220,400	253,600	378,700	466,600	
	42	222,200	256,300	380,300	467,500	
	43	224,000	259,000	381,900	468,400	
	44	225,800	261,700	383,500	469,300	
	45	227,700	264,400	385,100	470,200	
	46	229,500	267,100	386,700	471,100	
	47	231,300	269,800	388,300	472,000	
	48	233,100	272,500	389,900	472,900	
	49	234,900	275,200	391,400	473,800	
	50	236,700	277,900	392,900		
	51	238,500	280,600	394,400		
	52	240,300	283,300	395,900		
	53	241,900	285,900	397,500		
	54	243,700	288,600	398,900		
	55	245,500	291,300	400,300		
	56	247,300	294,000	401,700		
	57	249,000	296,500	403,200		
	58	250,600	299,200	404,600		
	59	252,200	301,900	406,000		
	60	253,800	304,600	407,400		
	61	255,500	307,100	408,700		
	62	257,100	309,600	410,100		
	63	258,700	312,100	411,500		
	64	260,300	314,600	412,900		
	65	261,800	317,000	414,100		
	66	263,400	319,200	415,300		
	67	265,000	321,400	416,500		
	68	266,600	323,600	417,700		
	69	268,300	325,900	418,800		
	70	269,800	328,100	420,000		
	71	271,300	330,300	421,200		
	72	272,800	332,500	422,400		
	73	274,100	334,700	423,400		
	74	275,400	336,900	424,200		
	75	276,700	339,100	425,000		
	76	278,000	341,300	425,800		
	77	279,400	343,300	426,700		
	78	280,600	345,200	427,500		
	79	281,800	347,100	428,300		
	80	283,000	349,000	429,100		
		81	284,300	350,800	429,900	
		82	285,500	352,600	430,600	
		83	286,700	354,400	431,300	
		84	287,900	356,200	432,000	
	85	289,000	357,900	432,700		
	86	290,000	359,600	433,400		
	87	291,000	361,300	434,100		
	88	292,000	363,000	434,800		
	89	293,100	364,700	435,500		
	90	294,000	366,100	436,200		
	91	294,900	367,500	436,900		
	92	295,800	368,900	437,600		
	93	296,500	370,400	438,100		
	94	297,300	371,700	438,800		
	95	298,100	373,000	439,500		
	96	298,900	374,300	440,200		
	97	299,800	375,700	440,700		
	98	300,600	376,800	441,400		
	99	301,400	377,900	442,100		
	100	302,200	379,000	442,800		
	101	303,100	380,200	443,300		
	102	303,600	381,300	444,000		
	103	304,100	382,400	444,700		
	104	304,600	383,500	445,400		
	105	305,100	384,500	445,900		
	106	305,500	385,500			
	107	305,900	386,500			
	108	306,300	387,500			
	109	306,500	388,400			
	110	306,900	389,400			
	111	307,300	390,400			
	112	307,700	391,400			
	113	307,900	392,200			
	114	308,200	393,100			
	115	308,500	394,000			
	116	308,800	394,900			
	117	309,100	395,900			
	118	309,400	396,700			
	119	309,700	397,500			
	120	310,000	398,300			
	121	310,200	399,100			
	122	310,500	399,900			
	123	310,800	400,700			
	124	311,100	401,500			
	125	311,300	402,200			
	126		402,900			
	127		403,600			
	128		404,300			
	129		405,100			
	130		405,800			
	131		406,500			
	132		407,200			
	133		407,700			
	134		408,300			
	135		408,900			
	136		409,500			
	137		409,900			
	138		410,500			
	139		411,100			
	140		411,700			
	141		412,100			
	142		412,700			
	143		413,300			
	144		413,900			
	145		414,300			
	146		414,900			
	147		415,500			
	148		416,100			
	149		416,500			
	150		417,100			
	151		417,700			
	152		418,300			
	153		418,700			
	154		419,300			
	155		419,900			
	156		420,500			
	157		420,900			
	158		421,500			
	159		422,100			
	160		422,700			
	161		423,100			
	162		423,700			
	163		424,300			
	164		424,900			
	165		425,300			
再任用 職 員		226,400	276,000	331,300	414,600	

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級							
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用 職員	再任用 職員	再任用 職員	再任用 職員	再任用 職員		
		円	円	円	円	円							
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	410,800		61	243,600	307,600	385,500	440,600	
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	413,600		62	245,100	308,700	386,400	441,600	
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	416,400		63	246,600	309,800	387,300	442,600	
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	419,200		64	248,100	310,900	388,200	443,600	
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	422,100		65	249,700	312,100	388,900	444,500	
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	424,900		66	251,200	313,200	389,700	445,400	
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	427,700		67	252,700	314,300	390,500	446,300	
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	430,500		68	254,200	315,400	391,300	447,200	
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	433,100		69	255,700	316,600	392,100	447,900	
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	435,800		70	257,200	317,700	392,800	448,800	
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	438,500		71	258,700	318,800	393,500	449,700	
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	441,200		72	260,200	319,900	394,200	450,600	
	13	149,800	210,800	308,300	358,300	443,700		73	261,600	321,000	395,000	451,300	
	14	151,700	213,200	311,100	360,300	446,300		74	263,000	322,100	395,700	452,200	
	15	153,600	215,600	313,900	362,300	448,900		75	264,400	323,200	396,400	453,100	
	16	155,500	218,000	316,700	364,300	451,500		76	265,800	324,300	397,100	454,000	
	17	157,300	220,300	319,300	366,200	454,000		77	267,000	325,400	397,900	454,700	
	18	159,400	223,200	321,600	368,200	456,500		78	268,300	326,400	398,600	455,600	
	19	161,500	226,100	323,900	370,200	459,000		79	269,600	327,400	399,300	456,500	
	20	163,600	229,000	326,200	372,200	461,500		80	270,900	328,400	400,000	457,400	
	21	165,800	231,700	328,600	374,100	463,800		81	272,300	329,500	400,700	458,100	
	22	168,100	234,500	330,700	376,100	466,200		82	273,600	330,300	401,400	459,000	
	23	170,400	237,300	332,800	378,100	468,600		83	274,900	331,100	402,100	459,900	
	24	172,700	240,100	334,900	380,100	471,000		84	276,200	331,900	402,800	460,800	
	25	174,800	243,000	337,100	382,000	473,200		85	277,400	332,800	403,400	461,500	
	26	176,900	245,800	339,000	384,000	475,400		86	278,700	333,400	404,100	462,400	
	27	179,000	248,600	340,900	386,000	477,600		87	280,000	334,000	404,800	463,300	
	28	181,100	251,400	342,800	388,000	479,800		88	281,300	334,600	405,500	464,200	
再任用 職員 以外の 職 員	29	183,100	254,300	344,800	389,900	482,000		89	282,400	335,000	406,100	464,900	
	30	184,900	256,800	346,500	391,900	484,100		90	283,600	335,600			
	31	186,700	259,300	348,200	393,900	486,200		91	284,800	336,200			
	32	188,500	261,800	349,900	395,900	488,300		92	286,000	336,800			
	33	190,300	264,100	351,400	397,700	490,300		93	287,100	337,200			
	34	192,200	266,700	352,900	399,500	492,000		94	288,100	337,700			
	35	194,100	269,300	354,400	401,300	493,700		95	289,100	338,200			
	36	196,000	271,900	355,900	403,100	495,400		96	290,100	338,700			
	37	197,700	274,300	357,300	404,800	497,000		97	290,900	339,300			
	38	199,600	276,300	358,700	406,400	498,300		98	291,800	339,800			
	39	201,500	278,300	360,100	408,000	499,600		99	292,700	340,300			
	40	203,400	280,300	361,500	409,600	500,900		100	293,600	340,800			
	41	205,400	282,100	362,700	411,200	502,000		101	294,500	341,400			
	42	207,300	283,500	364,000	412,800	503,100		102	295,200	341,900			
	43	209,200	284,900	365,300	414,400	504,200		103	295,900	342,400			
	44	211,100	286,300	366,600	416,000	505,300		104	296,600	342,900			
	45	213,000	287,500	367,900	417,600	506,400		105	297,400	343,500			
	46	215,000	288,800	369,200	419,200	507,400		106	297,900	344,000			
	47	217,000	290,100	370,500	420,800	508,400		107	298,400	344,500			
	48	219,000	291,400	371,800	422,400	509,400		108	298,900	345,000			
	49	220,800	292,800	372,900	423,800	510,200		109	299,400	345,600			
	50	222,900	294,100	374,200	425,300			110	299,800	346,100			
	51	225,000	295,400	375,500	426,800			111	300,200	346,600			
	52	227,100	296,700	376,800	428,300			112	300,600	347,100			
	53	229,000	297,900	377,900	429,800			113	301,000	347,700			
	54	231,100	299,200	379,000	431,200			114	301,400	348,200			
	55	233,200	300,500	380,100	432,600			115	301,800	348,700			
	56	235,300	301,800	381,200	434,000			116	302,200	349,200			
	57	237,300	302,900	382,100	435,200			117	302,600	349,800			
	58	238,900	304,100	383,000	436,600			118	303,000	350,300			
	59	240,500	305,300	383,900	438,000			119	303,400	350,800			
	60	242,100	306,500	384,800	439,400			120	303,800	351,300			
								121	304,100	351,900			
	再任用 職 員								216,900	262,600	288,800	332,900	389,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	
	1	235,200	322,200	390,600	467,100	
	2	237,700	325,300	393,500	469,400	
	3	240,200	328,400	396,400	471,700	
	4	242,700	331,500	399,300	474,000	
	5	245,100	334,400	402,000	476,300	
	6	248,900	337,800	404,800	478,500	
	7	252,700	341,200	407,600	480,700	
	8	256,500	344,600	410,400	482,900	
	9	260,100	347,800	413,000	485,200	
	10	264,100	351,200	415,700	487,300	
	11	268,100	354,600	418,400	489,400	
	12	272,100	358,000	421,100	491,500	
	13	276,000	361,300	423,600	493,600	
	14	280,000	365,000	426,100	495,700	
	15	284,000	368,700	428,600	497,800	
	16	288,000	372,400	431,100	499,900	
	17	291,800	376,000	433,400	502,000	
	18	295,500	378,800	435,800	504,000	
	19	299,200	381,600	438,200	506,000	
	20	302,900	384,400	440,600	508,000	
	21	306,700	387,300	442,900	509,800	
	22	310,600	389,900	445,300	511,700	
	23	314,500	392,500	447,700	513,600	
	24	318,400	395,100	450,100	515,500	
再任用 職員 以外の 職員	25	322,100	397,500	452,400	517,200	
	26	325,100	399,800	454,700	519,000	
	27	328,100	402,100	457,000	520,800	
	28	331,100	404,400	459,300	522,600	
	29	334,200	406,800	461,500	524,500	
	30	336,800	408,900	463,800	526,300	
	31	339,400	411,000	466,100	528,100	
	32	342,000	413,100	468,400	529,900	
	33	344,600	415,300	470,500	531,700	
	34	347,100	417,300	472,600	533,500	
	35	349,600	419,300	474,700	535,300	
	36	352,100	421,300	476,800	537,100	
	37	354,500	423,400	478,900	538,800	
	38	356,900	425,400	480,700	540,400	
	39	359,300	427,400	482,500	542,000	
	40	361,700	429,400	484,300	543,600	
	41	364,000	431,500	486,000	545,200	
	42	365,500	433,300	487,800	546,600	
	43	367,000	435,100	489,600	548,000	
	44	368,500	436,900	491,400	549,400	
	45	370,100	438,800	493,000	550,600	
	46	371,600	440,600	494,800	551,600	
	47	373,100	442,400	496,600	552,600	
	48	374,600	444,200	498,400	553,600	
	49	375,900	446,100	500,000	554,700	
	50	376,900	447,900	501,300	555,600	
	51	377,900	449,700	502,600	556,500	
	52	378,900	451,500	503,900	557,400	
	53	380,000	453,400	505,200	558,300	
	54	380,900	454,600	506,500	559,200	
	55	381,800	455,800	507,800	560,100	
	56	382,700	457,000	509,100	561,000	
	57	383,700	458,200	510,300	561,900	
	58	384,600	459,200	511,200	562,800	
	59	385,500	460,200	512,100	563,700	
	60	386,400	461,200	513,000	564,600	
	61	387,300	462,100	513,900	565,500	
	62	387,800	462,800	514,800	566,400	
	63	388,300	463,500	515,700	567,300	
	64	388,800	464,200	516,600	568,200	
	65	389,100	464,900	517,500	569,100	
	66		465,600	518,400	570,000	
	67		466,300	519,300	570,900	
	68		467,000	520,200	571,800	
	69		467,500	521,100	572,700	
	70		468,200	522,000	573,600	
	71		468,900	522,900	574,500	
	72		469,600	523,800	575,400	
	73		470,100	524,600	576,300	
	74		470,800	525,500	577,200	
	75		471,500	526,400	578,100	
	76		472,200	527,300	579,000	
	77		472,700	528,100	579,900	
	78		473,300	529,000	580,800	
	79		473,900	529,900	581,700	
	80		474,500	530,800	582,600	
	81		475,100	531,600	583,500	
	82		475,700	532,500	584,400	
	83		476,300	533,400	585,300	
	84		476,900	534,300	586,200	
	85		477,400	535,100	587,100	
	86		478,000	536,000	588,000	
	87		478,600	536,900	588,900	
	88		479,200	537,800	589,800	
	89		479,700	538,600	590,700	
	90		480,300			
	91		480,900			
	92		481,500			
	93		482,000			
	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
	再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級								
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	
再任用 職員 以外の 職員	1	138,600	176,100	211,800	240,400	280,200	329,200	376,900	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,800	398,300	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	421,400	
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	422,100	
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	422,800	
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	423,300	
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	424,000	
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200	424,700	
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800	425,400	
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500	425,900	
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100	426,600	
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700	427,300	
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300	428,000	
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000	428,500	
	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000	86		293,100	330,600	352,700			
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300	87		293,400	331,000	353,100			
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600	88		293,700	331,400	353,500			
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000	89		294,100	331,900	354,000			
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300	90		294,400	332,300	354,400			
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600	91		294,700	332,700	354,800			
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900	92		295,000	333,100	355,200			
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300	93		295,400	333,600	355,700			
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100	94		295,700	334,000	356,100			
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900	95		296,000	334,400	356,500			
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700	96		296,300	334,800	356,900			
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300	97		296,700	335,000	357,400			
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100	98		297,000	335,400	357,800			
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900	99		297,300	335,800	358,200			
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700	100		297,600	336,200	358,600			
	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300	101		298,000	336,400	359,100			
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100	102		298,300	336,800	359,500			
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900	103		298,600	337,200	359,900			
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700	104		298,900	337,600	360,300			
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300	105		299,200	337,800	360,800			
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100	106			338,200				
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900	107			338,600				
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700	108			339,000				
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300	109			339,200				
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500		110			339,600				
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200		111			340,000				
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900		112			340,400				
								113			340,600					
									再任用 職員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級						
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円						
再任用 職 員 以 外 の 職 員	1	146,800	196,600	245,600	271,900	321,100	367,200	77	250,800	318,500	346,700	393,300	425,900
	2	148,000	198,400	247,600	274,100	323,400	369,800	78	251,800	319,200	347,200	394,000	
	3	149,200	200,200	249,600	276,300	325,700	372,400	79	252,800	319,900	347,700	394,700	
	4	150,400	202,000	251,600	278,500	328,000	375,000	80	253,800	320,600	348,200	395,400	
	5	151,400	203,700	253,500	280,700	330,300	377,600	81	254,800	321,100	348,500	395,900	
	6	152,800	205,500	255,500	283,000	332,500	380,200	82	255,800	321,700	349,000	396,600	
	7	154,200	207,300	257,500	285,300	334,700	382,800	83	256,800	322,300	349,500	397,300	
	8	155,600	209,100	259,500	287,600	336,900	385,400	84	257,800	322,900	350,000	398,000	
	9	156,900	211,000	261,300	289,700	339,200	388,000	85	258,700	323,400	350,300	398,500	
	10	158,300	212,500	263,200	292,000	341,400	390,700	86	259,600	323,800	350,800	399,200	
	11	159,700	214,000	265,100	294,300	343,600	393,400	87	260,500	324,200	351,300	399,900	
	12	161,100	215,500	267,000	296,600	345,800	396,100	88	261,400	324,600	351,800	400,600	
	13	162,600	217,100	268,800	298,700	347,800	398,700	89	262,100	325,100	352,100	401,100	
	14	164,100	218,700	270,700	301,000	349,900	401,100	90	262,900	325,500	352,500	401,800	
	15	165,600	220,300	272,600	303,300	352,000	403,500	91	263,700	325,900	352,900	402,500	
	16	167,100	221,900	274,500	305,600	354,100	405,900	92	264,500	326,300	353,300	403,200	
	17	168,700	223,500	276,300	307,800	356,300	408,200	93	265,400	326,800	353,800	403,700	
	18	170,400	225,200	278,200	310,100	358,300	410,300	94	266,100	327,200		404,400	
	19	172,100	226,900	280,100	312,400	360,300	412,400	95	266,800	327,600		405,100	
	20	173,800	228,600	282,000	314,700	362,300	414,500	96	267,500	328,000		405,800	
	21	175,400	230,100	283,700	316,900	364,400	416,600	97	268,200	328,500		406,300	
	22	177,100	232,000	285,500	319,100	366,400	418,600	98	268,900	328,900		407,000	
	23	178,800	233,900	287,300	321,300	368,400	420,600	99	269,600	329,300		407,700	
	24	180,500	235,800	289,100	323,500	370,400	422,600	100	270,300	329,700		408,400	
	25	182,100	237,500	291,000	325,700	372,500	424,700	101	270,800	330,100		408,900	
	26	183,900	239,500	292,800	327,800	374,500	426,300	102	271,300	330,500			
	27	185,700	241,500	294,600	329,900	376,500	427,900	103	271,800	330,900			
	28	187,500	243,500	296,400	332,000	378,500	429,500	104	272,300	331,300			
	29	189,300	245,400	298,100	334,100	380,500	431,200	105	272,600	331,700			
	30	190,800	247,300	299,800	336,200	382,400	432,500	106	273,000	332,100			
	31	192,300	249,200	301,500	338,300	384,300	433,800	107	273,400	332,500			
	32	193,800	251,100	303,200	340,400	386,200	435,100	108	273,800	332,900			
	33	195,300	253,000	304,900	342,300	388,000	436,400	109	274,300	333,300			
	34	196,600	254,900	306,500	344,300	389,700	437,700	110	274,700	333,700			
	35	197,900	256,800	308,100	346,300	391,400	439,000	111	275,100	334,100			
	36	199,200	258,700	309,700	348,300	393,100	440,300	112	275,500	334,500			
	37	200,600	260,500	311,400	350,200	394,800	441,600	113	275,800	334,900			
	38	202,000	262,400	313,000	352,100	396,000	442,500	114	276,200	335,300			
	39	203,400	264,300	314,600	354,000	397,200	443,400	115	276,600	335,700			
	40	204,800	266,200	316,200	355,900	398,400	444,300	116	277,000	336,100			
	41	206,000	267,900	317,800	357,800	399,600	445,100	117	277,300	336,400			
	42	207,300	269,600	319,400	359,600	400,800	445,900	118	277,700	336,800			
	43	208,600	271,300	321,000	361,400	402,000	446,700	119	278,100	337,200			
	44	209,900	273,000	322,600	363,200	403,200	447,500	120	278,500	337,600			
	45	211,000	274,700	324,100	365,100	404,200	448,300	121	278,700	337,800			
	46	212,400	276,400	325,300	366,600	404,900	449,100	122	279,100				
	47	213,800	278,100	326,500	368,100	405,600	449,900	123	279,500				
	48	215,200	279,800	327,700	369,600	406,300	450,700	124	279,900				
	49	216,400	281,400	328,800	371,100	407,100	451,300	125	280,100				
	50	217,800	283,000	329,800	372,300	407,800	452,100	126	280,500				
	51	219,200	284,600	330,800	373,500	408,500	452,900	127	280,900				
	52	220,600	286,200	331,800	374,700	409,200	453,700	128	281,300				
	53	221,800	287,900	332,700	375,700	410,000	454,300	129	281,500				
	54	223,200	289,400	333,500	376,600	410,700	455,100	130	281,900				
	55	224,600	290,900	334,300	377,500	411,400	455,900	131	282,300				
	56	226,000	292,400	335,100	378,400	412,100	456,700	132	282,700				
	57	227,200	294,000	336,000	379,400	412,800	457,300	133	282,900				
	58	228,500	295,500	336,700	380,200	413,500	458,100	134	283,300				
	59	229,800	297,000	337,400	381,000	414,200	458,900	135	283,700				
	60	231,100	298,500	338,100	381,800	414,900	459,700	136	284,100				
	61	232,400	299,800	338,600	382,700	415,500	460,300	137	284,300				
	62	233,700	301,300	339,200	383,400	416,200		138	284,600				
	63	235,000	302,800	339,800	384,100	416,900		139	284,900				
	64	236,300	304,300	340,400	384,800	417,600		140	285,200				
	65	237,700	305,600	340,800	385,500	418,100		141	285,600				
	66	238,900	306,900	341,300	386,200	418,800		142	285,900				
	67	240,100	308,200	341,800	386,900	419,500		143	286,200				
	68	241,300	309,500	342,300	387,600	420,200		144	286,500				
	69	242,300	310,700	342,800	388,100	420,700		145	286,900				
	70	243,400	311,900	343,300	388,800	421,400		146	287,200				
	71	244,500	313,100	343,800	389,500	422,100		147	287,500				
	72	245,600	314,300	344,300	390,200	422,800		148	287,800				
	73	246,500	315,600	344,800	390,700	423,300		149	288,100				
	74	247,600	316,300	345,300	391,400	424,000		150	288,400				
	75	248,700	317,000	345,800	392,100	424,700		151	288,700				
	76	249,800	317,700	346,300	392,800	425,400		152	289,000				
							153	289,300					
再任用 職 員								200,700	244,500	259,100	293,700	321,100	364,600

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第5 切替要領

1 職務の級の切替え

切替日の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 号給の切替え

前記1により新級が定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて別表第2に定める号給とする。

別表第1 職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
警察職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
	10級	9級
教育職給料表（一）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級

教育職給料表（二）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
教育職給料表（三）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
研究職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
医療職給料表（一）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
医療職給料表（二）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
医療職給料表（三）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
福祉職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級

別表第2 職員の号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	3月未満			1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	3月以上6月未満			2	1	1	1	1	1	1	1	1
1	6月以上9月未満			3	1	1	1	1	1	1	1	1
1	9月以上12月未満			4	1	1	1	1	1	1	1	1
1	12月以上			5	1	1	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	21	5	1	1	1	1	1	1	1	1
2	3月以上6月未満	2	22	6	1	2	1	1	1	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	23	7	1	3	1	1	1	1	1	1
2	9月以上12月未満	4	24	8	1	4	1	1	1	1	1	1
2	12月以上	5	25	9	1	5	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	25	9	1	5	1	1	1	1	1	1
3	3月以上6月未満	6	26	10	2	6	1	1	1	1	1	1
3	6月以上9月未満	7	27	11	3	7	1	1	1	1	1	1
3	9月以上12月未満	8	28	12	4	8	1	1	1	1	1	1
3	12月以上	9	29	13	5	9	1	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	29	13	5	9	1	1	1	1	1	1
4	3月以上6月未満	10	30	14	6	10	1	1	1	1	1	1
4	6月以上9月未満	11	31	15	7	11	1	1	1	1	1	1
4	9月以上12月未満	12	32	16	8	12	1	1	1	1	1	1
4	12月以上	13	33	17	9	13	1	1	1	1	1	1
5	3月未満	13	33	17	9	13	1	1	1	1	1	1
5	3月以上6月未満	14	34	18	10	14	1	1	1	1	1	1
5	6月以上9月未満	15	35	19	11	15	1	1	1	1	1	1
5	9月以上12月未満	16	36	20	12	16	1	1	1	1	1	1
5	12月以上	17	37	21	13	17	1	1	1	1	1	1
6	3月未満	17	37	21	13	17	1	1	1	1	1	1
6	3月以上6月未満	18	38	22	14	18	2	1	1	1	1	1
6	6月以上9月未満	19	39	23	15	19	3	1	1	1	1	1
6	9月以上12月未満	20	40	24	16	20	4	1	1	1	1	1
6	12月以上	21	41	25	17	21	5	1	1	1	1	1
7	3月未満	21	41	25	17	21	5	1	1	1	1	1
7	3月以上6月未満	22	42	26	18	22	6	1	1	1	1	1
7	6月以上9月未満	23	43	27	19	23	7	1	1	1	1	1
7	9月以上12月未満	24	44	28	20	24	8	1	1	1	1	1
7	12月以上	25	45	29	21	25	9	1	1	1	1	1
8	3月未満	25	45	29	21	25	9	1	1	1	1	1
8	3月以上6月未満	26	46	30	22	26	10	2	2	2	1	1
8	6月以上9月未満	27	47	31	23	27	11	3	3	3	1	1
8	9月以上12月未満	28	48	32	24	28	12	4	4	4	1	1
8	12月以上	29	49	33	25	29	13	5	5	5	1	1
9	3月未満	29	49	33	25	29	13	5	5	5	1	1
9	3月以上6月未満	29	50	34	26	30	14	6	6	6	1	2
9	6月以上9月未満	30	51	35	27	31	15	7	7	7	1	3
9	9月以上12月未満	30	52	36	28	32	16	8	8	8	1	4
9	12月以上	31	53	37	29	33	17	9	9	9	1	5
10	3月未満	31	53	37	29	33	17	9	9	9	1	5
10	3月以上6月未満	31	54	38	30	34	18	10	10	10	2	6
10	6月以上9月未満	32	55	39	31	35	19	11	11	11	3	7
10	9月以上12月未満	32	56	40	32	36	20	12	12	12	4	8
10	12月以上	33	57	41	33	37	21	13	13	13	5	9
11	3月未満	33	57	41	33	37	21	13	13	13	5	9
11	3月以上6月未満	33	58	42	34	38	22	14	14	14	6	10
11	6月以上9月未満	33	59	43	35	39	23	15	15	15	7	11
11	9月以上12月未満	34	60	44	36	40	24	16	16	16	8	12
11	12月以上	34	61	45	37	41	25	17	17	17	9	13

12	3月未滿	34	61	45	37	41	25	17	17	17	9	13
12	3月以上6月未滿	34	62	46	38	42	26	18	18	18	10	14
12	6月以上9月未滿	35	63	47	39	43	27	19	19	19	11	15
12	9月以上12月未滿	35	64	48	40	44	28	20	20	20	12	16
12	12月以上	35	65	49	41	45	29	21	21	21	13	17
13	3月未滿	35	65	49	41	45	29	21	21	21	13	17
13	3月以上6月未滿	36	66	50	42	46	30	22	22	22	14	18
13	6月以上9月未滿	36	67	51	43	47	31	23	23	23	15	19
13	9月以上12月未滿	36	68	52	44	48	32	24	24	24	16	20
13	12月以上	37	69	53	45	49	33	25	25	25	17	21
14	3月未滿	37	69	53	45	49	33	25	25	25	17	21
14	3月以上6月未滿	37	70	54	46	50	34	26	26	26	18	22
14	6月以上9月未滿	37	71	55	47	51	35	27	27	27	19	23
14	9月以上12月未滿	37	72	56	48	52	36	28	28	28	20	24
14	12月以上	38	73	57	49	53	37	29	29	29	21	25
15	3月未滿	38	73	57	49	53	37	29	29	29	21	25
15	3月以上6月未滿	38	74	58	49	54	38	30	30	30	22	26
15	6月以上9月未滿	38	75	59	50	55	39	31	31	31	23	27
15	9月以上12月未滿	38	76	60	50	56	40	32	32	32	24	28
15	12月以上	39	77	61	51	57	41	33	33	33	25	29
16	3月未滿	39	77	61	51	57	41	33	33	33	25	29
16	3月以上6月未滿	39	78	62	51	58	42	34	34	34	26	30
16	6月以上9月未滿	39	79	63	52	59	43	35	35	35	27	31
16	9月以上12月未滿	39	80	64	52	60	44	36	36	36	28	32
16	12月以上	40	81	65	53	61	45	37	37	37	29	33
17	3月未滿		81	65	53	61	45	37	37	37	29	33
17	3月以上6月未滿		82	66	54	62	46	38	38	38	30	34
17	6月以上9月未滿		83	67	55	63	47	39	39	39	31	35
17	9月以上12月未滿		84	68	56	64	48	40	40	40	32	36
17	12月以上		85	69	57	65	49	41	41	41	33	37
18	3月未滿		85	69	57	65	49	41	41	41	33	
18	3月以上6月未滿		86	70	57	66	50	42	42	42	34	
18	6月以上9月未滿		87	71	58	67	51	43	43	43	35	
18	9月以上12月未滿		88	72	58	68	52	44	44	44	36	
18	12月以上		89	73	59	69	53	45	45	45	37	
19	3月未滿		89	73	59	69	53	45	45	45		
19	3月以上6月未滿		90	74	59	70	54	46	46	46		
19	6月以上9月未滿		91	75	60	71	55	47	47	47		
19	9月以上12月未滿		92	76	60	72	56	48	48	48		
19	12月以上		93	77	61	73	57	49	49	49		
20	3月未滿		93	77	61	73	57	49	49	49		
20	3月以上6月未滿		93	78	61	74	58	50	50	50		
20	6月以上9月未滿		93	79	61	75	59	51	51	51		
20	9月以上12月未滿		93	80	62	76	60	52	52	52		
20	12月以上		93	81	62	77	61	53	53	53		
21	3月未滿			81	62	77	61	53	53	53		
21	3月以上6月未滿			82	62	78	62	54	54	54		
21	6月以上9月未滿			83	63	79	63	55	55	55		
21	9月以上12月未滿			84	63	80	64	56	56	56		
21	12月以上			85	63	81	65	57	57	57		
22	3月未滿			85	63	81	65	57	57	57		
22	3月以上6月未滿			86	64	82	66	58	58	58		
22	6月以上9月未滿			87	64	83	67	59	59	59		
22	9月以上12月未滿			88	64	84	68	60	60	60		
22	12月以上			89	65	85	69	61	61	61		
23	3月未滿			89	65	85	69	61	61			
23	3月以上6月未滿			90	65	86	70	62	62			
23	6月以上9月未滿			91	66	87	71	63	63			
23	9月以上12月未滿			92	66	88	72	64	64			
23	12月以上			93	67	89	73	65	65			

ロ 警察職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満				1	13	1	1	1	1	1
1	3月以上6月未満				1	14	1	1	1	1	1
1	6月以上9月未満				1	15	1	1	1	1	1
1	9月以上12月未満				1	16	1	1	1	1	1
1	12月以上				1	17	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1
2	3月以上6月未満	2	2	2	2	18	1	1	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	3	3	19	1	1	1	1	1
2	9月以上12月未満	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1
2	12月以上	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1
3	3月以上6月未満	6	6	6	6	22	2	1	1	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	7	7	23	3	1	1	1	1
3	9月以上12月未満	8	8	8	8	24	4	1	1	1	1
3	12月以上	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1
4	3月以上6月未満	10	10	10	10	26	6	1	1	1	1
4	6月以上9月未満	11	11	11	11	27	7	1	1	1	1
4	9月以上12月未満	12	12	12	12	28	8	1	1	1	1
4	12月以上	13	13	13	13	29	9	1	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	13	29	9	1	1	1	1
5	3月以上6月未満	14	14	14	14	30	10	2	1	1	1
5	6月以上9月未満	15	15	15	15	31	11	3	1	1	1
5	9月以上12月未満	16	16	16	16	32	12	4	1	1	1
5	12月以上	17	17	17	17	33	13	5	1	1	1
6	3月未満	17	17	17	17	33	13	5	1	1	1
6	3月以上6月未満	18	18	18	18	34	14	6	2	1	1
6	6月以上9月未満	19	19	19	19	35	15	7	3	1	1
6	9月以上12月未満	20	20	20	20	36	16	8	4	1	1
6	12月以上	21	21	21	21	37	17	9	5	1	1
7	3月未満	21	21	21	21	37	17	9	5	1	1
7	3月以上6月未満	22	22	22	22	38	18	10	6	1	1
7	6月以上9月未満	23	23	23	23	39	19	11	7	1	1
7	9月以上12月未満	24	24	24	24	40	20	12	8	1	1
7	12月以上	25	25	25	25	41	21	13	9	1	1
8	3月未満	25	25	25	25	41	21	13	9	1	1
8	3月以上6月未満	26	26	26	26	42	22	14	10	2	2
8	6月以上9月未満	27	27	27	27	43	23	15	11	3	3
8	9月以上12月未満	28	28	28	28	44	24	16	12	4	4
8	12月以上	29	29	29	29	45	25	17	13	5	5
9	3月未満	29	29	29	29	45	25	17	13	5	5
9	3月以上6月未満	30	30	30	30	46	26	18	14	6	6
9	6月以上9月未満	31	31	31	31	47	27	19	15	7	7
9	9月以上12月未満	32	32	32	32	48	28	20	16	8	8
9	12月以上	33	33	33	33	49	29	21	17	9	9
10	3月未満	33	33	33	33	49	29	21	17	9	9
10	3月以上6月未満	34	34	34	34	50	30	22	18	10	10
10	6月以上9月未満	35	35	35	35	51	31	23	19	11	11
10	9月以上12月未満	36	36	36	36	52	32	24	20	12	12
10	12月以上	37	37	37	37	53	33	25	21	13	13
11	3月未満	37	37	37	37	53	33	25	21	13	13
11	3月以上6月未満	38	38	38	38	54	34	26	22	14	14
11	6月以上9月未満	39	39	39	39	55	35	27	23	15	15
11	9月以上12月未満	40	40	40	40	56	36	28	24	16	16
11	12月以上	41	41	41	41	57	37	29	25	17	17
12	3月未満	41	41	41	41	57	37	29	25	17	17
12	3月以上6月未満	42	42	42	42	58	38	30	26	18	18
12	6月以上9月未満	43	43	43	43	59	39	31	27	19	19
12	9月以上12月未満	44	44	44	44	60	40	32	28	20	20
12	12月以上	45	45	45	45	61	41	33	29	21	21

13	3月未滿	45	45	45	45	61	41	33	29	21	21
13	3月以上6月未滿	46	46	46	46	62	42	34	30	22	22
13	6月以上9月未滿	47	47	47	47	63	43	35	31	23	23
13	9月以上12月未滿	48	48	48	48	64	44	36	32	24	24
13	12月以上	49	49	49	49	65	45	37	33	25	25
14	3月未滿	49	49	49	49	65	45	37	33	25	25
14	3月以上6月未滿	50	50	50	50	66	46	38	34	26	26
14	6月以上9月未滿	51	51	51	51	67	47	39	35	27	27
14	9月以上12月未滿	52	52	52	52	68	48	40	36	28	28
14	12月以上	53	53	53	53	69	49	41	37	29	29
15	3月未滿	53	53	53	53	69	49	41	37	29	29
15	3月以上6月未滿	54	54	54	54	70	50	42	38	30	30
15	6月以上9月未滿	55	55	55	55	71	51	43	39	31	31
15	9月以上12月未滿	56	56	56	56	72	52	44	40	32	32
15	12月以上	57	57	57	57	73	53	45	41	33	33
16	3月未滿	57	57	57	57	73	53	45	41	33	33
16	3月以上6月未滿	58	58	58	58	74	54	46	42	34	34
16	6月以上9月未滿	59	59	59	59	75	55	47	43	35	35
16	9月以上12月未滿	60	60	60	60	76	56	48	44	36	36
16	12月以上	61	61	61	61	77	57	49	45	37	37
17	3月未滿	61	61	61	61	77	57	49	45	37	
17	3月以上6月未滿	62	62	62	62	78	58	50	46	38	
17	6月以上9月未滿	63	63	63	63	79	59	51	47	39	
17	9月以上12月未滿	64	64	64	64	80	60	52	48	40	
17	12月以上	65	65	65	65	81	61	53	49	41	
18	3月未滿	65	65	65	65	81	61	53	49	41	
18	3月以上6月未滿	66	66	66	66	82	62	54	50	42	
18	6月以上9月未滿	67	67	67	67	83	63	55	51	43	
18	9月以上12月未滿	68	68	68	68	84	64	56	52	44	
18	12月以上	69	69	69	69	85	65	57	53	45	
19	3月未滿	69	69	69	69	85	65	57	53	45	
19	3月以上6月未滿	70	70	70	70	86	66	58	54	46	
19	6月以上9月未滿	71	71	71	71	87	67	59	55	47	
19	9月以上12月未滿	72	72	72	72	88	68	60	56	48	
19	12月以上	73	73	73	73	89	69	61	57	49	
20	3月未滿	73	73	73	73	89	69	61	57	49	
20	3月以上6月未滿	74	74	74	74	90	70	62	58	50	
20	6月以上9月未滿	75	75	75	75	91	71	63	59	51	
20	9月以上12月未滿	76	76	76	76	92	72	64	60	52	
20	12月以上	77	77	77	77	93	73	65	61	53	
21	3月未滿	77	77	77	77	93	73	65	61		
21	3月以上6月未滿	78	78	78	77	94	74	66	62		
21	6月以上9月未滿	79	79	79	78	95	75	67	63		
21	9月以上12月未滿	80	80	80	78	96	76	68	64		
21	12月以上	81	81	81	79	97	77	69	65		
22	3月未滿	81	81	81	79	97	77	69	65		
22	3月以上6月未滿	82	82	82	79	98	78	70	66		
22	6月以上9月未滿	83	83	83	80	99	79	71	67		
22	9月以上12月未滿	84	84	84	80	100	80	72	68		
22	12月以上	85	85	85	81	101	81	73	69		
23	3月未滿	85	85	85	81	101	81	73			
23	3月以上6月未滿	86	86	86	82	102	82	74			
23	6月以上9月未滿	87	87	87	83	103	83	75			
23	9月以上12月未滿	88	88	88	84	104	84	76			
23	12月以上	89	89	89	85	105	85	77			
24	3月未滿	89	89	89	85	105	85	77			
24	3月以上6月未滿	90	90	90	86	106	86	78			
24	6月以上9月未滿	91	91	91	87	107	87	79			
24	9月以上12月未滿	92	92	92	88	108	88	80			
24	12月以上	93	93	93	89	109	89	81			
25	3月未滿	93	93	93	89	109	89				
25	3月以上6月未滿	94	94	94	90	110	90				
25	6月以上9月未滿	95	95	95	91	111	91				
25	9月以上12月未滿	96	96	96	92	112	92				
25	12月以上	97	97	97	93	113	93				

二 教育職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
1	3月以上6月未満			1	1
1	6月以上9月未満			1	1
1	9月以上12月未満			1	1
1	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
2	3月以上6月未満	2	2	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	1	1
2	9月以上12月未満	4	4	1	1
2	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
3	3月以上6月未満	6	6	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	1	1
3	9月以上12月未満	8	8	1	1
3	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
4	3月以上6月未満	10	10	2	1
4	6月以上9月未満	11	11	3	1
4	9月以上12月未満	12	12	4	1
4	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
5	3月以上6月未満	14	14	6	1
5	6月以上9月未満	15	15	7	1
5	9月以上12月未満	16	16	8	1
5	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
6	3月以上6月未満	18	18	10	2
6	6月以上9月未満	19	19	11	3
6	9月以上12月未満	20	20	12	4
6	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
7	3月以上6月未満	22	22	14	6
7	6月以上9月未満	23	23	15	7
7	9月以上12月未満	24	24	16	8
7	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
8	3月以上6月未満	26	26	18	10
8	6月以上9月未満	27	27	19	11
8	9月以上12月未満	28	28	20	12
8	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
9	3月以上6月未満	30	30	22	14
9	6月以上9月未満	31	31	23	15
9	9月以上12月未満	32	32	24	16
9	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
10	3月以上6月未満	34	34	26	18
10	6月以上9月未満	35	35	27	19
10	9月以上12月未満	36	36	28	20
10	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
11	3月以上6月未満	38	38	30	22
11	6月以上9月未満	39	39	31	23
11	9月以上12月未満	40	40	32	24
11	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
12	3月以上6月未満	42	42	34	26
12	6月以上9月未満	43	43	35	27
12	9月以上12月未満	44	44	36	28
12	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
13	3月以上6月未満	46	46	38	30
13	6月以上9月未満	47	47	39	31
13	9月以上12月未満	48	48	40	32
13	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
14	3月以上6月未満	50	50	42	34
14	6月以上9月未満	51	51	43	35
14	9月以上12月未満	52	52	44	36
14	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
15	3月以上6月未満	54	54	46	38
15	6月以上9月未満	55	55	47	39
15	9月以上12月未満	56	56	48	40
15	12月以上	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	49	41
16	3月以上6月未満	58	58	50	42
16	6月以上9月未満	59	59	51	43
16	9月以上12月未満	60	60	52	44
16	12月以上	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	53	
17	3月以上6月未満	62	62	54	
17	6月以上9月未満	63	63	55	
17	9月以上12月未満	64	64	56	
17	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
18	3月以上6月未満	66	66	58	
18	6月以上9月未満	67	67	59	
18	9月以上12月未満	68	68	60	
18	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
19	3月以上6月未満	70	70	62	
19	6月以上9月未満	71	71	63	
19	9月以上12月未満	72	72	64	
19	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
20	3月以上6月未満	74	74	66	
20	6月以上9月未満	75	75	67	
20	9月以上12月未満	76	76	68	
20	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
21	3月以上6月未満	78	78	70	
21	6月以上9月未満	79	79	71	
21	9月以上12月未満	80	80	72	
21	12月以上	81	81	73	

22	3月未満	81	81	73	
22	3月以上6月未満	82	82	74	
22	6月以上9月未満	83	83	75	
22	9月以上12月未満	84	84	76	
22	12月以上	85	85	77	
23	3月未満	85	85	77	
23	3月以上6月未満	86	86	78	
23	6月以上9月未満	87	87	79	
23	9月以上12月未満	88	88	80	
23	12月以上	89	89	81	
24	3月未満	89	89	81	
24	3月以上6月未満	90	90	82	
24	6月以上9月未満	91	91	83	
24	9月以上12月未満	92	92	84	
24	12月以上	93	93	85	
25	3月未満	93	93		
25	3月以上6月未満	94	94		
25	6月以上9月未満	95	95		
25	9月以上12月未満	96	96		
25	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
26	3月以上6月未満	98	98		
26	6月以上9月未満	99	99		
26	9月以上12月未満	100	100		
26	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
27	3月以上6月未満	102	102		
27	6月以上9月未満	103	103		
27	9月以上12月未満	104	104		
27	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
28	3月以上6月未満	106	106		
28	6月以上9月未満	107	107		
28	9月以上12月未満	108	108		
28	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
29	3月以上6月未満	110	110		
29	6月以上9月未満	111	111		
29	9月以上12月未満	112	112		
29	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
30	3月以上6月未満	114	114		
30	6月以上9月未満	115	115		
30	9月以上12月未満	116	116		
30	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
31	3月以上6月未満	118	118		
31	6月以上9月未満	119	119		
31	9月以上12月未満	120	120		
31	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
32	3月以上6月未満	122	122		
32	6月以上9月未満	123	123		
32	9月以上12月未満	124	124		
32	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
33	3月以上6月未満	126	126		
33	6月以上9月未満	127	127		
33	9月以上12月未満	128	128		
33	12月以上	129	129		
34	3月未満	129	129		
34	3月以上6月未満	130	130		
34	6月以上9月未満	131	131		
34	9月以上12月未満	132	132		
34	12月以上	133	133		
35	3月未満	133	133		
35	3月以上6月未満	134	134		
35	6月以上9月未満	135	135		
35	9月以上12月未満	136	136		
35	12月以上	137	137		
36	3月未満	137	137		
36	3月以上6月未満	138	138		
36	6月以上9月未満	139	139		
36	9月以上12月未満	140	140		
36	12月以上	141	141		
37	3月未満	141	141		
37	3月以上6月未満	142	142		
37	6月以上9月未満	143	143		
37	9月以上12月未満	144	144		
37	12月以上	145	145		
38	3月未満	145	145		
38	3月以上6月未満	146	146		
38	6月以上9月未満	147	147		
38	9月以上12月未満	148	148		
38	12月以上	149	149		
39	3月未満	149	149		
39	3月以上6月未満	150	150		
39	6月以上9月未満	151	151		
39	9月以上12月未満	152	152		
39	12月以上	153	153		
40	3月未満	153	153		
40	3月以上6月未満	153	153		
40	6月以上9月未満	153	153		
40	9月以上12月未満	153	153		
40	12月以上	153	153		
41	3月未満	153	153		
41	3月以上6月未満	153	153		
41	6月以上9月未満	153	153		
41	9月以上12月未満	153	153		
41	12月以上	153	153		
42	3月未満	153	153		
42	3月以上6月未満	153	153		
42	6月以上9月未満	153	153		
42	9月以上12月未満	153	153		
42	12月以上	153	153		

ホ 教育職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
1	3月以上6月未満			1	1
1	6月以上9月未満			1	1
1	9月以上12月未満			1	1
1	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
2	3月以上6月未満	2	2	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	1	1
2	9月以上12月未満	4	4	1	1
2	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
3	3月以上6月未満	6	6	2	1
3	6月以上9月未満	7	7	3	1
3	9月以上12月未満	8	8	4	1
3	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
4	3月以上6月未満	10	10	6	1
4	6月以上9月未満	11	11	7	1
4	9月以上12月未満	12	12	8	1
4	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
5	3月以上6月未満	14	14	10	1
5	6月以上9月未満	15	15	11	1
5	9月以上12月未満	16	16	12	1
5	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
6	3月以上6月未満	18	18	14	2
6	6月以上9月未満	19	19	15	3
6	9月以上12月未満	20	20	16	4
6	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
7	3月以上6月未満	22	22	18	6
7	6月以上9月未満	23	23	19	7
7	9月以上12月未満	24	24	20	8
7	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
8	3月以上6月未満	26	26	22	10
8	6月以上9月未満	27	27	23	11
8	9月以上12月未満	28	28	24	12
8	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
9	3月以上6月未満	30	30	26	14
9	6月以上9月未満	31	31	27	15
9	9月以上12月未満	32	32	28	16
9	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
10	3月以上6月未満	34	34	30	18
10	6月以上9月未満	35	35	31	19
10	9月以上12月未満	36	36	32	20
10	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
11	3月以上6月未満	38	38	34	22
11	6月以上9月未満	39	39	35	23
11	9月以上12月未満	40	40	36	24
11	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
12	3月以上6月未満	42	42	38	26
12	6月以上9月未満	43	43	39	27
12	9月以上12月未満	44	44	40	28
12	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
13	3月以上6月未満	46	46	42	30
13	6月以上9月未満	47	47	43	31
13	9月以上12月未満	48	48	44	32
13	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
14	3月以上6月未満	50	50	46	34
14	6月以上9月未満	51	51	47	35
14	9月以上12月未満	52	52	48	36
14	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
15	3月以上6月未満	54	54	50	38
15	6月以上9月未満	55	55	51	39
15	9月以上12月未満	56	56	52	40
15	12月以上	57	57	53	41
16	3月未満	57	57	53	41
16	3月以上6月未満	58	58	54	42
16	6月以上9月未満	59	59	55	43
16	9月以上12月未満	60	60	56	44
16	12月以上	61	61	57	45
17	3月未満	61	61	57	
17	3月以上6月未満	62	62	58	
17	6月以上9月未満	63	63	59	
17	9月以上12月未満	64	64	60	
17	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
18	3月以上6月未満	66	66	62	
18	6月以上9月未満	67	67	63	
18	9月以上12月未満	68	68	64	
18	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
19	3月以上6月未満	70	70	66	
19	6月以上9月未満	71	71	67	
19	9月以上12月未満	72	72	68	
19	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
20	3月以上6月未満	74	74	70	
20	6月以上9月未満	75	75	71	
20	9月以上12月未満	76	76	72	
20	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
21	3月以上6月未満	78	78	74	
21	6月以上9月未満	79	79	75	
21	9月以上12月未満	80	80	76	
21	12月以上	81	81	77	

22	3月未満	81	81	77	
22	3月以上6月未満	82	82	78	
22	6月以上9月未満	83	83	79	
22	9月以上12月未満	84	84	80	
22	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
23	3月以上6月未満	86	86	82	
23	6月以上9月未満	87	87	83	
23	9月以上12月未満	88	88	84	
23	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
24	3月以上6月未満	90	90	86	
24	6月以上9月未満	91	91	87	
24	9月以上12月未満	92	92	88	
24	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
25	3月以上6月未満	94	94	90	
25	6月以上9月未満	95	95	91	
25	9月以上12月未満	96	96	92	
25	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
26	3月以上6月未満	98	98	94	
26	6月以上9月未満	99	99	95	
26	9月以上12月未満	100	100	96	
26	12月以上	101	101	97	
27	3月未満	101	101	97	
27	3月以上6月未満	102	102	98	
27	6月以上9月未満	103	103	99	
27	9月以上12月未満	104	104	100	
27	12月以上	105	105	101	
28	3月未満	105	105		
28	3月以上6月未満	106	106		
28	6月以上9月未満	107	107		
28	9月以上12月未満	108	108		
28	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
29	3月以上6月未満	110	110		
29	6月以上9月未満	111	111		
29	9月以上12月未満	112	112		
29	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
30	3月以上6月未満	114	114		
30	6月以上9月未満	115	115		
30	9月以上12月未満	116	116		
30	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
31	3月以上6月未満	118	118		
31	6月以上9月未満	119	119		
31	9月以上12月未満	120	120		
31	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
32	3月以上6月未満	122	122		
32	6月以上9月未満	123	123		
32	9月以上12月未満	124	124		
32	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
33	3月以上6月未満	125	125		
33	6月以上9月未満	125	127		
33	9月以上12月未満	125	128		
33	12月以上	125	129		
34	3月未満		129		
34	3月以上6月未満		130		
34	6月以上9月未満		131		
34	9月以上12月未満		132		
34	12月以上		133		
35	3月未満		133		
35	3月以上6月未満		134		
35	6月以上9月未満		135		
35	9月以上12月未満		136		
35	12月以上		137		
36	3月未満		137		
36	3月以上6月未満		138		
36	6月以上9月未満		139		
36	9月以上12月未満		140		
36	12月以上		141		
37	3月未満		141		
37	3月以上6月未満		142		
37	6月以上9月未満		143		
37	9月以上12月未満		144		
37	12月以上		145		
38	3月未満		145		
38	3月以上6月未満		146		
38	6月以上9月未満		147		
38	9月以上12月未満		148		
38	12月以上		149		
39	3月未満		149		
39	3月以上6月未満		150		
39	6月以上9月未満		151		
39	9月以上12月未満		152		
39	12月以上		153		
40	3月未満		153		
40	3月以上6月未満		154		
40	6月以上9月未満		155		
40	9月以上12月未満		156		
40	12月以上		157		
41	3月未満		157		
41	3月以上6月未満		158		
41	6月以上9月未満		159		
41	9月以上12月未満		160		
41	12月以上		161		

へ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
1	3月以上6月未満			1	1	1
1	6月以上9月未満			1	1	1
1	9月以上12月未満			1	1	1
1	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
2	3月以上6月未満	2	2	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	1	1	1
2	9月以上12月未満	4	4	1	1	1
2	12月以上	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	1	1
3	3月以上6月未満	6	6	2	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	3	1	1
3	9月以上12月未満	8	8	4	1	1
3	12月以上	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	5	1	1
4	3月以上6月未満	10	10	6	2	1
4	6月以上9月未満	11	11	7	3	1
4	9月以上12月未満	12	12	8	4	1
4	12月以上	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	9	5	1
5	3月以上6月未満	14	14	10	6	1
5	6月以上9月未満	15	15	11	7	1
5	9月以上12月未満	16	16	12	8	1
5	12月以上	17	17	13	9	1
6	3月未満	17	17	13	9	1
6	3月以上6月未満	18	18	14	10	1
6	6月以上9月未満	19	19	15	11	1
6	9月以上12月未満	20	20	16	12	1
6	12月以上	21	21	17	13	1
7	3月未満	21	21	17	13	1
7	3月以上6月未満	22	22	18	14	2
7	6月以上9月未満	23	23	19	15	3
7	9月以上12月未満	24	24	20	16	4
7	12月以上	25	25	21	17	5
8	3月未満	25	25	21	17	5
8	3月以上6月未満	26	26	22	18	6
8	6月以上9月未満	27	27	23	19	7
8	9月以上12月未満	28	28	24	20	8
8	12月以上	29	29	25	21	9
9	3月未満	29	29	25	21	9
9	3月以上6月未満	30	30	26	22	10
9	6月以上9月未満	31	31	27	23	11
9	9月以上12月未満	32	32	28	24	12
9	12月以上	33	33	29	25	13
10	3月未満	33	33	29	25	13
10	3月以上6月未満	34	34	30	26	14
10	6月以上9月未満	35	35	31	27	15
10	9月以上12月未満	36	36	32	28	16
10	12月以上	37	37	33	29	17
11	3月未満	37	37	33	29	17
11	3月以上6月未満	38	38	34	30	18
11	6月以上9月未満	39	39	35	31	19
11	9月以上12月未満	40	40	36	32	20
11	12月以上	41	41	37	33	21
12	3月未満	41	41	37	33	21
12	3月以上6月未満	42	42	38	34	22
12	6月以上9月未満	43	43	39	35	23
12	9月以上12月未満	44	44	40	36	24
12	12月以上	45	45	41	37	25
13	3月未満	45	45	41	37	25
13	3月以上6月未満	46	46	42	38	26
13	6月以上9月未満	47	47	43	39	27
13	9月以上12月未満	48	48	44	40	28
13	12月以上	49	49	45	41	29
14	3月未満	49	49	45	41	29
14	3月以上6月未満	50	50	46	42	30
14	6月以上9月未満	51	51	47	43	31
14	9月以上12月未満	52	52	48	44	32
14	12月以上	53	53	49	45	33
15	3月未満	53	53	49	45	33
15	3月以上6月未満	54	54	50	46	34
15	6月以上9月未満	55	55	51	47	35
15	9月以上12月未満	56	56	52	48	36
15	12月以上	57	57	53	49	37
16	3月未満	57	57	53	49	37
16	3月以上6月未満	58	58	54	50	38
16	6月以上9月未満	59	59	55	51	39
16	9月以上12月未満	60	60	56	52	40
16	12月以上	61	61	57	53	41

17	3月未満	61	61	57	53	41
17	3月以上6月未満	62	62	58	54	42
17	6月以上9月未満	63	63	59	55	43
17	9月以上12月未満	64	64	60	56	44
17	12月以上	65	65	61	57	45
18	3月未満	65	65	61	57	45
18	3月以上6月未満	66	66	62	58	46
18	6月以上9月未満	67	67	63	59	47
18	9月以上12月未満	68	68	64	60	48
18	12月以上	69	69	65	61	49
19	3月未満	69	69	65	61	49
19	3月以上6月未満	70	70	66	62	49
19	6月以上9月未満	71	71	67	63	49
19	9月以上12月未満	72	72	68	64	49
19	12月以上	73	73	69	65	49
20	3月未満	73	73	69	65	
20	3月以上6月未満	74	74	70	66	
20	6月以上9月未満	75	75	71	67	
20	9月以上12月未満	76	76	72	68	
20	12月以上	77	77	73	69	
21	3月未満	77	77	73	69	
21	3月以上6月未満	78	78	74	70	
21	6月以上9月未満	79	79	75	71	
21	9月以上12月未満	80	80	76	72	
21	12月以上	81	81	77	73	
22	3月未満	81	81	77	73	
22	3月以上6月未満	82	82	78	74	
22	6月以上9月未満	83	83	79	75	
22	9月以上12月未満	84	84	80	76	
22	12月以上	85	85	81	77	
23	3月未満	85	85	81	77	
23	3月以上6月未満	86	86	82	78	
23	6月以上9月未満	87	87	83	79	
23	9月以上12月未満	88	88	84	80	
23	12月以上	89	89	85	81	
24	3月未満	89	89	85	81	
24	3月以上6月未満	90	90	86	82	
24	6月以上9月未満	91	91	87	83	
24	9月以上12月未満	92	92	88	84	
24	12月以上	93	93	89	85	
25	3月未満	93	93	89		
25	3月以上6月未満	94	94	89		
25	6月以上9月未満	95	95	89		
25	9月以上12月未満	96	96	89		
25	12月以上	97	97	89		
26	3月未満	97	97			
26	3月以上6月未満	98	98			
26	6月以上9月未満	99	99			
26	9月以上12月未満	100	100			
26	12月以上	101	101			
27	3月未満	101	101			
27	3月以上6月未満	102	102			
27	6月以上9月未満	103	103			
27	9月以上12月未満	104	104			
27	12月以上	105	105			
28	3月未満	105	105			
28	3月以上6月未満	106	106			
28	6月以上9月未満	107	107			
28	9月以上12月未満	108	108			
28	12月以上	109	109			
29	3月未満	109	109			
29	3月以上6月未満	110	110			
29	6月以上9月未満	111	111			
29	9月以上12月未満	112	112			
29	12月以上	113	113			
30	3月未満	113				
30	3月以上6月未満	114				
30	6月以上9月未満	115				
30	9月以上12月未満	116				
30	12月以上	117				
31	3月未満	117				
31	3月以上6月未満	118				
31	6月以上9月未満	119				
31	9月以上12月未満	120				
31	12月以上	121				
32	3月未満	121				
32	3月以上6月未満	121				
32	6月以上9月未満	121				
32	9月以上12月未満	121				
32	12月以上	121				

ト 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1	1	1
1	3月以上6月未満		1	1	1
1	6月以上9月未満		1	1	1
1	9月以上12月未満		1	1	1
1	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
2	3月以上6月未満	2	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	1	1	1
2	9月以上12月未満	4	1	1	1
2	12月以上	5	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1
3	3月以上6月未満	6	2	1	1
3	6月以上9月未満	7	3	1	1
3	9月以上12月未満	8	4	1	1
3	12月以上	9	5	1	1
4	3月未満	9	5	1	1
4	3月以上6月未満	10	6	1	1
4	6月以上9月未満	11	7	1	1
4	9月以上12月未満	12	8	1	1
4	12月以上	13	9	1	1
5	3月未満	13	9	1	1
5	3月以上6月未満	14	10	2	1
5	6月以上9月未満	15	11	3	1
5	9月以上12月未満	16	12	4	1
5	12月以上	17	13	5	1
6	3月未満	17	13	5	1
6	3月以上6月未満	18	14	6	1
6	6月以上9月未満	19	15	7	1
6	9月以上12月未満	20	16	8	1
6	12月以上	21	17	9	1
7	3月未満	21	17	9	1
7	3月以上6月未満	22	18	10	2
7	6月以上9月未満	23	19	11	3
7	9月以上12月未満	24	20	12	4
7	12月以上	25	21	13	5
8	3月未満	25	21	13	5
8	3月以上6月未満	26	22	14	6
8	6月以上9月未満	27	23	15	7
8	9月以上12月未満	28	24	16	8
8	12月以上	29	25	17	9
9	3月未満	29	25	17	9
9	3月以上6月未満	30	26	18	10
9	6月以上9月未満	31	27	19	11
9	9月以上12月未満	32	28	20	12
9	12月以上	33	29	21	13
10	3月未満	33	29	21	13
10	3月以上6月未満	34	30	22	14
10	6月以上9月未満	35	31	23	15
10	9月以上12月未満	36	32	24	16
10	12月以上	37	33	25	17
11	3月未満	37	33	25	17
11	3月以上6月未満	38	34	26	18
11	6月以上9月未満	39	35	27	19
11	9月以上12月未満	40	36	28	20
11	12月以上	41	37	29	21
12	3月未満	41	37	29	21
12	3月以上6月未満	42	38	30	22
12	6月以上9月未満	43	39	31	23
12	9月以上12月未満	44	40	32	24
12	12月以上	45	41	33	25
13	3月未満	45	41	33	25
13	3月以上6月未満	46	42	34	26
13	6月以上9月未満	47	43	35	27
13	9月以上12月未満	48	44	36	28
13	12月以上	49	45	37	29
14	3月未満	49	45	37	29
14	3月以上6月未満	50	46	38	30
14	6月以上9月未満	51	47	39	31
14	9月以上12月未満	52	48	40	32
14	12月以上	53	49	41	33
15	3月未満	53	49	41	33
15	3月以上6月未満	54	50	42	34
15	6月以上9月未満	55	51	43	35
15	9月以上12月未満	56	52	44	36
15	12月以上	57	53	45	37

16	3月未満	57	53	45	37
16	3月以上6月未満	58	54	46	38
16	6月以上9月未満	59	55	47	39
16	9月以上12月未満	60	56	48	40
16	12月以上	61	57	49	41
17	3月未満	61	57	49	41
17	3月以上6月未満	62	58	50	42
17	6月以上9月未満	63	59	51	43
17	9月以上12月未満	64	60	52	44
17	12月以上	65	61	53	45
18	3月未満	65	61	53	45
18	3月以上6月未満	65	62	54	46
18	6月以上9月未満	65	63	55	47
18	9月以上12月未満	65	64	56	48
18	12月以上	65	65	57	49
19	3月未満		65	57	49
19	3月以上6月未満		66	58	50
19	6月以上9月未満		67	59	51
19	9月以上12月未満		68	60	52
19	12月以上		69	61	53
20	3月未満		69	61	53
20	3月以上6月未満		70	62	54
20	6月以上9月未満		71	63	55
20	9月以上12月未満		72	64	56
20	12月以上		73	65	57
21	3月未満		73	65	57
21	3月以上6月未満		74	66	58
21	6月以上9月未満		75	67	59
21	9月以上12月未満		76	68	60
21	12月以上		77	69	61
22	3月未満		77	69	61
22	3月以上6月未満		78	70	62
22	6月以上9月未満		79	71	63
22	9月以上12月未満		80	72	64
22	12月以上		81	73	65
23	3月未満		81	73	65
23	3月以上6月未満		82	74	66
23	6月以上9月未満		83	75	67
23	9月以上12月未満		84	76	68
23	12月以上		85	77	69
24	3月未満		85	77	69
24	3月以上6月未満		86	78	70
24	6月以上9月未満		87	79	71
24	9月以上12月未満		88	80	72
24	12月以上		89	81	73
25	3月未満				73
25	3月以上6月未満				74
25	6月以上9月未満				75
25	9月以上12月未満				76
25	12月以上				77
26	3月未満				77
26	3月以上6月未満				78
26	6月以上9月未満				79
26	9月以上12月未満				80
26	12月以上				81
27	3月未満				81
27	3月以上6月未満				82
27	6月以上9月未満				83
27	9月以上12月未満				84
27	12月以上				85
28	3月未満				85
28	3月以上6月未満				86
28	6月以上9月未満				87
28	9月以上12月未満				88
28	12月以上				89
29	3月未満				89
29	3月以上6月未満				89
29	6月以上9月未満				89
29	9月以上12月未満				89
29	12月以上				89

別記第 6

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	399,000
2	461,000
3	524,000
4	610,000
5	711,000
6	812,000

第 5 条第 2 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	329,000
2	367,000
3	396,000

別記第 7

第 7 条第 1 項の給料表

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	426,000
3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

(ページ調整のための白紙)

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1	職員給与関係資料	
	平成17年職員給与実態調査の概要	61
	第1表 部局別、給料表別職員構成	62
	第2表 給料表別人員の推移	62
	第3表 給料表別、学歴別職員構成	63
	第4表 平均給与月額の前年比較	63
	第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	64
	第6表 給料表別、級別平均経年数	68
	第7表 給料表別年齢構成	69
	第8表 扶養手当の支給状況	70
	第9表 職員の通勤状況	70
	第10表 住居手当の支給状況	72
2	民間給与関係資料	
	平成17年職種別民間給与実態調査の概要	73
	第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	74
	第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	74
	第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	75
	第14表 民間における初任給の改定状況	83
	第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況	83
	第16表 民間における賞与の配分状況	83
3	生計費関係資料	
	平成17年4月の標準生計費算定方法の概要	85
	第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	86
	第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	86
4	労働経済関係資料	
	第19表 労働経済指標	87
5	給与構造の改革関係資料	
	第20表 査定昇給制度の状況	89
	第21表 査定昇給による評価区分別の人員分布状況	89
	第22表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	89
	第23表 冬季賞与の成績区分別の人員配分状況	89
	第24表 冬季賞与の支給状況(最上位者・最下位者)	90
	第25表 基本給の下がった従業員に対する現給保障等の経過措置の状況	90
	第26表 賃金の地域差の状況	90

1 職員給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成17年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成17年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（単純労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町村からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	選挙管理委員会	監査委員	教育庁	地方労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	盲・ろう・養護学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,558	24	11	3	13	281	6	4	104	29	190	72	286	3,581
警察職													1,612	1,612
教育職(一)	166													166
教育職(二)									1,635	693				2,328
教育職(三)											3,103	1,740		4,843
研究職	244					58							20	322
医療職(一)	123													123
医療職(二)	230									6	40	14		290
医療職(三)	615					1							1	617
福祉職	30													30
合計	3,966	24	11	3	13	340	6	4	1,739	728	3,333	1,826	1,919	13,912

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表		年月										
		7年4月	8年4月	9年4月	10年4月	11年4月	12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月
行政職	職員数	3,925	3,857	3,855	3,852	3,911	3,802	3,740	3,738	3,702	3,636	3,581
	指数	109.6	107.7	107.7	107.6	109.2	106.2	104.4	104.4	103.4	101.5	(100.0)
警察職	職員数	1,498	1,508	1,507	1,505	1,507	1,514	1,509	1,556	1,579	1,596	1,612
	指数	92.9	93.5	93.5	93.4	93.5	93.9	93.6	96.5	98.0	99.0	(100.0)
教育職(一)	職員数	127	128	128	132	147	154	154	155	163	160	166
	指数	76.5	77.1	77.1	79.5	88.6	92.8	92.8	93.4	98.2	96.4	(100.0)
教育職(二)	職員数	2,394	2,378	2,362	2,378	2,381	2,408	2,402	2,362	2,337	2,322	2,328
	指数	102.8	102.1	101.5	102.1	102.3	103.4	103.2	101.5	100.4	99.7	(100.0)
教育職(三)	職員数	5,041	5,032	5,019	4,960	4,946	4,906	4,898	4,899	4,913	4,859	4,843
	指数	104.1	103.9	103.6	102.4	102.1	101.3	101.1	101.2	101.4	100.3	(100.0)
研究職	職員数	330	335	338	339	345	345	346	346	336	328	322
	指数	102.5	104.0	105.0	105.3	107.1	107.1	107.5	107.5	104.3	101.9	(100.0)
医療職(一)	職員数	110	113	108	111	112	108	109	116	117	122	123
	指数	89.4	91.9	87.8	90.2	91.1	87.8	88.6	94.3	95.1	99.2	(100.0)
医療職(二)	職員数	313	313	308	307	306	309	309	313	313	308	290
	指数	107.9	107.9	106.2	105.9	105.5	106.6	106.6	107.9	107.9	106.2	(100.0)
医療職(三)	職員数	599	601	600	605	599	603	600	605	621	635	617
	指数	97.1	97.4	97.2	98.1	97.1	97.7	97.2	98.1	100.6	102.9	(100.0)
福祉職	職員数						38	37	36	35	30	30
	指数						126.7	123.3	120.0	116.7	100.0	(100.0)
合計	職員数	14,337	14,265	14,225	14,189	14,254	14,187	14,104	14,126	14,116	13,996	13,912
	指数	103.1	102.5	102.2	102.0	102.5	102.0	101.4	101.5	101.5	100.6	(100.0)

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男		女	
											職員数	比率	職員数	比率
行政職	1,973	55.1	483	13.5	1,118	31.2	7	0.2	3,581	(100.0)	2,552	71.3	1,029	28.7
警察職	742	46.0	25	1.6	843	52.3	2	0.1	1,612	(100.0)	1,558	96.7	54	3.3
教育職(一)	158	95.2	8	4.8					166	(100.0)	121	72.9	45	27.1
教育職(二)	2,076	89.2	108	4.6	144	6.2			2,328	(100.0)	1,370	58.8	958	41.2
教育職(三)	4,647	96.0	193	4.0	3	0.1			4,843	(100.0)	2,129	44.0	2,714	56.0
研究職	290	90.1	14	4.3	18	5.6			322	(100.0)	279	86.6	43	13.4
医療職(一)	123	100.0							123	(100.0)	107	87.0	16	13.0
医療職(二)	154	53.1	133	45.9	3	1.0			290	(100.0)	132	45.5	158	54.5
医療職(三)	138	22.4	430	69.7	47	7.6	2	0.3	617	(100.0)	34	5.5	583	94.5
福祉職	6	20.0	19	63.3	5	16.7			30	(100.0)	6	20.0	24	80.0
合計	10,307	74.1	1,413	10.2	2,181	15.7	11	0.1	13,912	(100.0)	8,288	59.6	5,624	40.4

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成17年(A) (円)				平成16年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	調整手当	計	給料	扶養手当	調整手当	計	給料	扶養手当	調整手当	計
行政職	362,578	9,831	252	372,661	360,466	9,928	289	370,683	100.6	99.0	87.2	100.5
警察職	370,377	15,888		386,265	372,115	16,460		388,575	99.5	96.5		99.4
教育職(一)	487,747	11,666	614	500,027	490,401	11,794	368	502,562	99.5	98.9	166.8	99.5
教育職(二)	396,338	8,556		404,893	391,703	8,683		400,386	101.2	98.5		101.1
教育職(三)	396,926	6,928		403,854	393,494	6,834		400,328	100.9	101.4		100.9
研究職	420,585	11,644		432,229	416,124	11,338		427,462	101.1	102.7		101.1
医療職(一)	484,031	18,467	52,288	554,786	478,010	18,852	51,534	548,397	101.3	98.0	101.5	101.2
医療職(二)	365,621	7,119		372,740	364,761	6,881		371,642	100.2	103.5		100.3
医療職(三)	360,666	1,763		362,429	357,370	1,887		359,257	100.9	93.4		100.9
福祉職	461,339	2,933		464,272	463,914	2,767		466,681	99.4	106.0		99.5
合計	385,189	9,020	535	394,744	382,434	9,077	528	392,039	100.7	99.4	101.3	100.7

(注) 「給料」には、給料の調整額および教職調整額を含む。

第5表 給料表別、級別、号級別職員構成

給料表	号級																											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
行政	1				2	1	12	13	5	3																		
	2			9	38	54	73	27	25		1																	
	3			41	53	72	43	68	63																			
	4							97	79	77	88	87	114															
	5												1	100	87	91	80	1					5					
	6															4	95	86	69	87	92	79	7	5	6	7		
	7																			1	4	12	112	96	101	94		
	8											1										1	6	18	32	69	112	
	9					1													1	3	22	58	42	30	25	12	6	3
	10																2	14	10	11	6	2	2	2				
	11											1			5	5	2	4	1									
計																												
警察	1			3	4	8	12	36	37	26	4	4																
	2							20	33	53	38	42	28	28	21													
	3											3	33	19	17	15	14	9	7	3	9							
	4									3	11	2	12	12	13	6	11	10	16	19	21	16	5	10	9	10	9	
	5											5	14	15	14	1	2	2	19	11	16	18	13	24	20	17	22	
	6														12	16	19	28	19	23	31	29	13	23	5	3	2	
	7															1	2			3	7	9	9	24	19	18	39	
	8									1										1	1	3	8	7	21	20	5	5
	9																				2	6	5	6	5	4	2	
	10																			1	2	4						
計																												
教育職(一)	1																											
	2								1			1	2	4		2	4	2	1	2							1	
	3					1	1			1	4	1	3		2	4					4	2	3					
	4									2	3	4	3	4	2	5	8	2		2	2			3	1	1		
	5					1	1				1	4	1	6	3	5	2	5	5	3	7	3	3	4	1	1	5	
計																												
教育職(二)	1				1	5	4	11	4	4	6	4	8	4	6	7	3	5	10	4	4	9	11	5	3	2		
	2			7	14	27	22	49	40	39	53	47	79	28	69	46	85	20	113	50	114	171	118	97	119	98	54	
	3																	2	1	11	16	10	6	5	1	1		
	4													7	10	12	5	2		3								
計																												
教育職(三)	1									1																		
	2			1		19	27	53	78	93	87	116	113	90	96	48	104	84	120	63	263	162	192	299	264	227		
	3																6	7	21	42	31	48	36	21	27	16		
	4										6	15	27	43	24	26	35	40	25	23	12	1						
計																												

(単位：人)

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計	平均給料 (円)	号給/ 級	給料表	再任用																				
																						36	158,895	1	行																				
																						227	188,039	2			3																		
																						340	219,149	3																					
																						542	282,559	4																					
										1												366	332,852	5	政																				
3				1			1	1		1											544	390,241	6																						
80	62	24	22	2	2	6	1	2			1		1		1						624	426,585	7																						
148	120	61	33	3	3	2	4	3	2		2	1	3	1	4		1	1		1	632	456,826	8																						
																						203	483,248	9	職																				
																						49	512,802	10																					
																						18	560,289	11																					
																						3,581	362,578	計																					3
																						134	198,566	1	警 察																				
																						263	236,940	2																					
																						129	396,349	3																					
11	5	6	4	3		5	1														230	378,627	4																						
11	12	14	22	24	19	1	2														318	420,681	5																						
																						223	437,600	6																					
36	21	12		1																	201	471,253	7																						
2	1																				75	488,048	8																						
2																					32	512,099	9	職																					
																					7	533,900	10																						
																						1,612	370,377	計																					
																								1	教 育 職																				
																						20	331,865	2																					
				1																		27	407,948	3																					
																						42	450,823	4																					
3	3	1	4	2			1	1	1												77	576,357	5	(一)																					
																						166	487,747	計																					
2	1		1	2																		126	271,852	1	教 育 職	3																			
72	47	63	56	38	44	64	20	37	35	29	13	13	16	2							2,108	398,344	2			12																			
	1																					54	504,220	3																					
																						40	537,030	4		(二)																			
																						2,328	396,338	計																					15
																						1	232,600	1	教 育 職																				
252	250	226	180	128	84	95	84	75	69	60	29	42	46	24	25	9	2				4,279	385,316	2			3																			
11	13	5	1	1																	286	467,633	3																						
																						277	503,859	4	(三)																				
																						4,843	396,926	計																					3

(注) 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

(単位：人)

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用																					
																							1		1																					
																						30	245,043	2	研究職																					
																						115	364,494	3																						
7	2																					148	476,648	4	職																					
																						29	538,486	5																						
																						322	420,585	計																					1	
																							5	251,220	1	医療職																				
																						17	355,582	2																						
																						66	474,038	3																						
1	2																						35	598,522	4	(一)																				
																						123	484,031	計																						
																							4	174,250	1	医療職	1																			
																							38	205,761	2																					
																							53	268,923	3																					
																							22	323,846	4																					
																							57	396,539	5																					
2																							106	458,175	6	(二)																				
																							10	496,745	7																					
																						290	365,621	計																						1
																								1		医療職																				
																							132	222,508	2																					
																							66	270,713	3																					
																							35	310,749	4																					
																							215	385,364	5																					
																							156	479,986	6		(三)																			
																							13	514,255	7																					
																						617	360,666	計																						
																								1		福祉職																				
																							3	300,067	2																					
																								3																						
																							11	456,184	4																					
																							16	495,122	5																					
																									6																					
																						30	461,339	計																						

(注) 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	1	87	216	297	345	359	380	444	423	2,552
	女	2	71	153	183	169	97	143	103	108	1,029
	計	3	158	369	480	514	456	523	547	531	3,581
警察職	男	6	108	180	152	123	210	285	267	227	1,558
	女	1	16	23	14						54
	計	7	124	203	166	123	210	285	267	227	1,612
教育職(一)	男			1	12	15	19	22	13	39	121
	女			1	5	5	3	10	7	14	45
	計			2	17	20	22	32	20	53	166
教育職(二)	男		36	114	175	218	305	211	169	142	1,370
	女		29	105	201	166	157	142	105	53	958
	計		65	219	376	384	462	353	274	195	2,328
教育職(三)	男		31	186	236	339	514	400	224	199	2,129
	女		44	256	318	406	509	604	397	180	2,714
	計		75	442	554	745	1,023	1,004	621	379	4,843
研究職	男		1	15	32	44	32	38	52	65	279
	女		1	8	16	8	2	4	2	2	43
	計		2	23	48	52	34	42	54	67	322
医療職(一)	男			7	26	14	20	14	15	11	107
	女			4	5	1	1	4		1	16
	計			11	31	15	21	18	15	12	123
医療職(二)	男		1	10	12	13	11	21	35	29	132
	女		11	24	35	18	21	20	19	10	158
	計		12	34	47	31	32	41	54	39	290
医療職(三)	男		5	7	1	3	4		4	10	34
	女		54	90	73	63	105	64	93	41	583
	計		59	97	74	66	109	64	97	51	617
福祉職	男						1	1	2	2	6
	女			1	1	1		1	12	8	24
	計			1	1	1	1	2	14	10	30
合計	男	7	269	736	943	1,114	1,475	1,372	1,225	1,147	8,288
	女	3	226	665	851	837	895	992	738	417	5,624
	計	10	495	1,401	1,794	1,951	2,370	2,364	1,963	1,564	13,912

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1人		1,793	677
2人		2,249	664
3人		1,664	904
4人		583	436
5人		122	87
6人以上		19	15
計		6,430	2,783

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.1	1.6	1.2	1.0	0.8	1.3	1.9	0.8	0.2	0.3	1.0

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

部局	区分	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交通用具使用者			併用者 (C)	(A)+(B)+(C)	
				自転車	原動機付 自転車等	自動車			
				小計 (B)					
知事部局		3,966	621	73	7	2,516	2,596	236	3,453
各種委員会		401	81	6		228	234	31	346
県立学校		2,467	38	11	3	2,120	2,134	7	2,179
小・中学校		5,159	15	5	1	4,358	4,364	7	4,386
警察本部		1,919	144	24	6	1,192	1,222	38	1,404
計		13,912	899	119	17	10,414	10,550	319	11,768

(2) 交通用具使用者(併用者を除く。)の通勤距離別分布

(単位:人)

区分(km)	部局		知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
	交通用具							
2以上 3未満	自転車		35	6	6	1	10	58
	原動機付自転車		2				3	5
	自動車		112	17	120	398	143	790
3 ~ 4	自転車		24		2	1	9	36
	原動機付自転車		2		1			3
	自動車		133	13	149	474	107	876
4 ~ 5	自転車		11		1	1	4	17
	原動機付自転車		2				1	3
	自動車		138	21	135	426	90	810
5 ~ 6	自転車		2		1	1	1	5
	原動機付自転車					1		1
	自動車		108	12	152	394	56	722
6 ~ 8	自転車							
	原動機付自転車				1		1	2
	自動車		217	11	225	633	124	1,210
8 ~ 10	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		174	15	172	510	90	961
10 ~ 12	自転車		1			1		2
	原動機付自転車		1					1
	自動車		211	21	189	399	94	914
12 ~ 14	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		150	17	147	264	99	677
14 ~ 16	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		141	16	130	215	86	588
16 ~ 18	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		129	9	127	173	58	496
18 ~ 20	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		118	15	97	107	52	389
20 ~ 22	自転車							
	原動機付自転車				1		1	2
	自動車		134	7	93	95	51	380
22 ~ 24	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		96	7	79	83	29	294
24 ~ 26	自転車				1			1
	原動機付自転車							
	自動車		90	4	57	52	17	220
26 ~ 28	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		60	6	46	35	16	163
28 ~ 30	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車		56	4	33	29	19	141

区分(km)	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
30 ~ 32	80	9	37	20	20	166
32 ~ 34	57	10	22	14	11	114
34 ~ 36	63	5	26	13	4	111
36 ~ 38	35	2	15	5	10	67
38 ~ 40	30		14	4	3	51
40 ~ 42	30	2	11	3	4	50
42 ~ 44	18		5	2	2	27
44 ~ 46	25	1	12	2	3	43
46 ~ 48	17	3	10	5	1	36
48 ~ 50	7	1	4	1	1	14
50 ~ 52	12		3	1	1	17
52 ~ 54	17		2			19
54 ~ 56	13		1	1		15
56 ~ 58	9		2			11
58 ~ 60	4		1			5
60 ~	32		4		1	37
計	73	6	11	5	24	119
	7		3	1	6	17
	2,516	228	2,120	4,358	1,192	10,414

第10表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)					借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額	
		借 家 ・ 借 間				小 計		自 宅 手当額 3,000円の 受給者
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者				
行政職	1,326	2	86	150	238	1,088	25,542	
警察職	568	2	31	37	70	498	23,347	
教育職(一)	29			6	6	23	27,000	
教育職(二)	798	1	64	159	224	574	25,893	
教育職(三)	1,447	2	184	278	464	983	25,424	
研究職	148		15	22	37	111	25,335	
医療職(一)	54		5	12	17	37	26,029	
医療職(二)	87		6	12	18	69	25,917	
医療職(三)	115		31	46	77	38	25,965	
福祉職	7			1	1	6	27,000	
計	4,579	7	422	723	1,152	3,427	25,473	

2 民間給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成17年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成17年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」および「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）」に分類された281事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のAに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により8層に層化し、これらの層から80事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係267人（うち行政職に相当する調査実人員252人）、初任給関係以外の調査職種2,496人（うち行政職に相当する調査実人員2,056人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、16,424人であり、行政職に相当するものは11,991人である。）

(5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模		
	規模計	500人以上	500人未満
産業計	80	31	49
漁業	0	0	0
鉱業、建設業	5	2	3
製造業	47	16	31
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	12	6	6
卸売・小売業	6	2	4
金融・保険業、不動産業	3	3	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	7	2	5

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50以上の事業所を、「500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50以上の事業所をいう。(以下、第12表にて同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	500人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	182,880	185,146	178,368
	短 大 卒	154,966	157,000	150,500
	高 校 卒	150,782	150,899	150,658
新 卒 技 術 者	大 学 卒	188,326	190,230	185,309
	短 大 卒	170,000	-	170,000
	高 校 卒	151,986	155,000	151,479
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	185,836	187,801	182,386
	短 大 卒	158,185	157,000	159,576
	高 校 卒	151,247	151,510	151,091

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1)規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成17年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	4	49.9	625,575	0	625,575	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	49.0	710,806	0	710,806	
高校卒	1	52.0	416,015	0	416,015	
工場長	7	53.1	683,470	0	683,470	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	6	52.5	712,924	0	712,924	
高校卒	1	57.0	498,388	0	498,388	
事務部長	12	51.2	613,217	0	613,217	3課以上または構成員30人以上の部の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	8	51.0	666,168	0	666,168	
短大卒	1	52.0	719,530	0	719,530	
高校卒	3	51.5	454,677	0	454,677	
技術部長	28	50.9	599,912	2,386	597,526	同上
大学卒	19	50.0	621,990	3,380	618,610	
高校卒	9	53.2	546,901	0	546,901	
事務部次長	1	48.0	642,000	0	642,000	前記部長に事故等のあるときの職務代行者
高校卒	1	48.0	642,000	0	642,000	
技術部次長	10	48.5	487,917	0	487,917	同上
大学卒	5	51.2	495,267	0	495,267	
高校卒	5	46.4	482,113	0	482,113	
事務課長	37	46.5	499,678	6,438	493,240	構成員4人以上の係2係以上または 構成員10人以上の課の長
大学卒	18	44.0	516,951	8,809	508,142	
短大卒	1	48.0	548,150	0	548,150	
高校卒	18	48.5	483,134	4,670	478,464	
技術課長	61	46.6	558,786	1,718	557,068	同上
大学卒	30	41.3	507,646	1,556	506,090	
短大卒	6	48.3	539,583	0	539,583	
高校卒	25	51.8	616,838	2,286	614,552	
事務課長代理	13	44.6	481,952	49,154	432,798	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、 または課長に直属し部下4人以上を有する者
大学卒	7	42.3	558,515	79,273	479,242	
短大卒	1	44.0	493,328	48,328	445,000	
高校卒	5	47.3	398,437	17,406	381,031	
技術課長代理	19	44.2	481,414	15,095	466,318	同上
大学卒	4	37.3	410,079	22,857	387,222	
短大卒	3	32.7	334,163	40,600	293,563	
高校卒	12	49.1	538,589	6,678	531,911	
事務係長	107	44.0	476,770	65,308	411,462	課長に直属し部下を有する者
大学卒	45	42.3	440,134	53,521	386,613	
短大卒	4	36.7	357,225	56,556	300,669	
高校卒	55	45.2	507,246	75,238	432,008	
中学卒	3	55.1	568,273	58,766	509,507	
技術係長	121	43.3	523,685	84,084	439,601	同上
大学卒	58	41.3	504,337	86,049	418,288	
短大卒	15	43.1	503,766	80,476	423,290	
高校卒	47	45.9	552,212	80,765	471,447	
中学卒	1	53.0	633,946	170,277	463,669	

事務・技術関係職種

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成17年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
事務 ・ 技術 関係 職種	事務主任	68	41.2	384,585	59,100	325,485
	大学卒	32	37.6	377,292	53,206	324,086
	短大卒	7	36.6	345,864	48,547	297,317
	高校卒	24	44.8	398,408	72,509	325,899
	中学卒	5	51.3	410,578	45,557	365,021
	技術主任	62	40.3	497,705	100,388	397,317
	大学卒	37	39.8	504,657	104,256	400,401
	短大卒	10	40.0	539,446	135,518	403,928
	高校卒	14	41.0	443,180	59,261	383,919
	中学卒	1	51.0	432,792	58,938	373,854
	事務係員	890	34.3	277,873	34,231	243,642
	大学卒	269	31.0	285,063	34,114	250,949
	短大卒	189	32.3	237,344	25,135	212,209
	高校卒	419	36.8	289,808	38,173	251,635
	中学卒	13	49.5	323,171	37,705	285,466
	技術係員	616	34.0	341,038	52,753	288,285
	大学卒	262	31.4	330,074	57,141	272,933
	短大卒	95	32.5	321,770	43,974	277,796
	高校卒	254	36.4	356,763	52,422	304,341
	中学卒	5	47.9	320,511	32,421	288,090

(2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成17年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	4	49.9	625,575	0	625,575	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	3	49.0	710,806	0	710,806		
高校卒	1	52.0	416,015	0	416,015		
工場長	6	54.3	710,148	0	710,148	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	5	53.8	749,574	0	749,574		
高校卒	1	57.0	498,388	0	498,388		
事務部長	6	49.9	716,409	0	716,409	3課以上または構成員30人以上の部の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	5	49.4	715,742	0	715,742		
短大卒	1	52.0	719,530	0	719,530		
技術部長	17	50.6	620,398	3,865	616,533	同上	
大学卒	13	50.0	659,420	4,942	654,478		
高校卒	4	52.8	480,439	0	480,439		
事務部次長	1	48.0	642,000	0	642,000	前記部長に事故等のあるときの職務代行者	
高校卒	1	48.0	642,000	0	642,000		
事務・ 技術 関係 職種	事務課長	22	45.6	534,982	8,365	526,617	構成員4人以上の係2係以上または 構成員10人以上の課の長
	大学卒	12	43.9	547,025	8,408	538,617	
	高校卒	10	47.3	522,734	8,321	514,413	
	技術課長	44	46.7	596,593	2,312	594,281	同上
	大学卒	21	41.3	535,259	2,141	533,118	
	短大卒	3	50.0	600,347	0	600,347	
	高校卒	20	51.2	653,632	2,819	650,813	
	事務課長代理	6	39.0	573,089	109,709	463,380	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、 または課長に直属し部下4人以上を有する者
	大学卒	4	38.3	632,465	147,792	484,673	
	高校卒	2	40.1	478,923	49,312	429,611	
	技術課長代理	7	47.3	583,009	11,282	571,727	同上
	大学卒	1	34.0	352,700	0	352,700	
	高校卒	6	49.5	621,393	13,162	608,231	
	事務係長	74	45.4	518,397	74,485	443,912	課長に直属し部下を有する者
	大学卒	24	43.3	485,058	66,080	418,978	
短大卒	1	36.0	417,809	73,882	343,927		
高校卒	46	46.0	534,050	79,760	454,290		
中学卒	3	55.1	568,273	58,766	509,507		
技術係長	100	43.8	554,373	92,182	462,191	同上	
大学卒	50	41.2	523,901	94,400	429,501		
短大卒	8	44.2	599,089	108,800	490,289		
高校卒	41	46.8	581,584	83,552	498,032		
中学卒	1	53.0	633,946	170,277	463,669		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成17年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
事務・技術 関係職種	事務主任	30	43.8	450,951	85,592	365,359
	大学卒	13	38.9	435,872	67,415	368,457
	短大卒	1	39.0	504,022	131,246	372,776
	高校卒	13	45.6	459,825	101,875	357,950
	中学卒	3	56.6	456,862	75,374	381,488
	技術主任	48	41.1	520,438	108,598	411,840
	大学卒	29	41.0	534,025	111,312	422,713
	短大卒	10	40.0	539,446	135,518	403,928
	高校卒	8	41.8	448,944	64,345	384,599
	中学卒	1	51.0	432,792	58,938	373,854
	事務係員	422	34.6	308,515	42,537	265,978
	大学卒	114	31.2	307,963	46,400	261,563
	短大卒	73	32.9	256,999	30,359	226,640
	高校卒	228	36.5	324,089	44,513	279,576
	中学卒	7	48.2	299,901	26,650	273,251
	技術係員	309	34.8	364,264	55,030	309,234
	大学卒	105	32.3	348,947	54,136	294,811
	短大卒	39	34.1	346,519	59,513	287,006
	高校卒	163	36.0	375,848	54,824	321,024
	中学卒	2	45.5	317,540	24,882	292,658

(3) 規模 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成17年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
	人	歳	円	円	円	
工場長	1	45.0	497,270	0	497,270	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	1	45.0	497,270	0	497,270	
事務部長	6	52.8	493,560	0	493,560	3課以上または構成員30人以上の部の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	54.7	550,026	0	550,026	
高校卒	3	51.5	454,677	0	454,677	
技術部長	11	51.4	566,862	0	566,862	同上
大学卒	6	49.8	541,046	0	541,046	
高校卒	5	53.6	603,007	0	603,007	
技術部次長	10	48.5	487,917	0	487,917	同上
大学卒	5	51.2	495,267	0	495,267	
高校卒	5	46.4	482,113	0	482,113	
事務課長	15	47.8	446,824	3,555	443,269	構成員4人以上の係2係以上または 構成員10人以上の課の長
大学卒	6	44.1	455,450	9,631	445,819	
短大卒	1	48.0	548,150	0	548,150	
高校卒	8	50.1	432,464	0	432,464	
技術課長	17	46.5	449,485	0	449,485	同上
大学卒	9	41.2	434,198	0	434,198	
短大卒	3	46.5	472,666	0	472,666	
高校卒	5	54.5	459,066	0	459,066	
事務課長代理	7	48.5	420,590	8,382	412,208	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、 または課長に直属し部下4人以上を有する者
大学卒	3	46.8	475,715	2,552	473,163	
短大卒	1	44.0	493,328	48,328	445,000	
高校卒	3	51.2	354,527	0	354,527	
技術課長代理	12	42.3	418,974	17,438	401,536	同上
大学卒	3	38.5	430,387	30,947	399,440	
短大卒	3	32.7	334,163	40,600	293,563	
高校卒	6	48.7	453,304	0	453,304	
事務係長	33	40.7	375,014	42,875	332,139	課長に直属し部下を有する者
大学卒	21	41.0	383,973	37,820	346,153	
短大卒	3	36.9	336,199	50,543	285,656	
高校卒	9	41.2	366,696	51,523	315,173	
技術係長	21	41.2	372,210	44,112	328,098	同上
大学卒	8	41.5	379,597	32,808	346,789	
短大卒	7	41.5	356,951	36,851	320,100	
高校卒	6	40.5	376,510	64,087	312,423	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成17年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
事務・ 技術 関係 職種	事務主任	38	39.1	328,236	36,607	291,629	
	大学卒	19	36.6	335,522	43,075	292,447	
	短大卒	6	36.2	315,798	32,825	282,973	
	高校卒	11	43.8	319,799	34,923	284,876	
	中学卒	2	43.1	339,861	0	339,861	
	技術主任	14	36.0	379,766	57,791	321,975	
	大学卒	8	32.8	335,510	63,619	271,891	
	高校卒	6	39.8	433,495	50,717	382,778	
	事務係員	468	33.9	248,050	26,147	221,903	
	大学卒	155	30.7	264,877	23,284	241,593	
	短大卒	116	31.9	225,581	22,008	203,573	
	高校卒	191	37.0	246,408	30,145	216,263	
	中学卒	6	51.2	352,241	51,515	300,726	
	技術係員	307	32.9	311,489	49,856	261,633	
	大学卒	157	30.7	316,563	59,292	257,271	
	短大卒	56	31.2	301,469	31,227	270,242	
	高校卒	91	37.3	309,281	46,447	262,834	
	中学卒	3	50.8	324,091	41,506	282,585	

2 その他の職種

規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成17年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 関係 職種	自家用自動車運転手	3	61.2	238,016	14,742	223,274	
	守衛	15	52.8	318,851	90,682	228,169	
海 事 種 関 係	船長・機関長	2	53.5	366,767	24,827	341,940	
	甲板員・機関員	2	38.0	297,639	29,761	267,878	
研 究 関 係 職 種	研究部(課)長	11	48.8	487,412	0	487,412	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究室(係)長	14	39.2	381,843	18,214	363,629	
	主任研究員	23	38.7	354,636	9,980	344,656	
	研究員	55	29.3	278,278	22,988	255,290	
	研究補助員	11	33.5	296,230	32,596	263,634	
医 療 関 係 職 種	病院長	1	62.0	1,292,050	0	1,292,050	部下に医師または歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師または准看護師5人以上
	副院長	1	48.0	1,190,560	115,000	1,075,560	
	医科長	4	38.3	1,088,991	0	1,088,991	
	医師	13	37.6	979,080	69,727	909,353	
	薬局長	1	47.0	538,640	0	538,640	
	薬剤師	17	40.6	370,261	36,841	333,420	
	診療放射線技師	12	34.8	343,504	22,285	321,219	
	臨床検査技師	8	38.4	332,239	23,668	308,571	
	栄養士	15	37.6	269,273	16,408	252,865	
	理学療法士	14	30.7	278,916	6,873	272,043	
	作業療法士	11	29.2	277,665	6,385	271,280	
	総看護師長	2	53.0	487,667	0	487,667	
	看護師長	25	46.8	390,796	25,538	365,258	
看護師	59	33.8	322,871	64,355	258,516		
准看護師	56	41.5	303,643	39,796	263,847		
教 育 関 係 職 種	大学 教授	14	55.6	585,967	535	585,432	
	大学 助教授	16	47.6	510,464	0	510,464	
	大学 講師	5	31.2	351,030	0	351,030	
	大学 助手	1	39.0	375,700	0	375,700	
	高等学校 教頭	3	55.3	585,531	0	585,531	
	高等学校 教諭	26	44.5	431,928	362	431,566	

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種	
	企業規模500人以上	企業規模500人未満
11級	支店長 工場長 部長	-
10級	部次長	支店長 工場長 部長
8・9級	課長	部次長
6・7級	課長代理	課長
4・5級	係長 主任	課長代理 係長 主任
1・2・3級	主任 係員	主任 係員

(注) 「主任」は課長代理以上に直属し、直属の部下がいる者である。
「主任」は上記以外のものである。

第14表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	53.1	(9.2)	(87.9)	(2.9)	46.9
高 校 卒	26.1	(5.5)	(81.2)	(13.3)	73.9

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額 の中位階層	27,000 円以上 28,000 円未満
------------------------------------	-----------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000 円である。

第16表 民間における賞与の配分状況

	課 長 級		係 員 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬季	45.0 %	55.0 %	53.2 %	46.8 %

(ページ調整のための白紙)

3 生計費関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成17年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	...	食料
住居関係費	...	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	...	被服及び履物
雑費	...	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	...	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費用別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成17年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成16年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出額金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成17年4月）

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,140 円	31,610 円	45,370 円	59,130 円	72,880 円
住居関係費	23,710	52,390	47,080	41,770	36,460
被服・履物費	7,050	3,420	5,730	8,050	10,360
雑費	31,130	26,330	40,380	54,420	68,460
雑費	14,990	29,970	32,190	34,410	36,630
合計	107,020	143,720	170,750	197,780	224,790

その2 全国

【平成17年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,910 円	31,370 円	45,020 円	58,670 円	72,320 円
住居関係費	25,170	55,610	49,980	44,340	38,700
被服・履物費	10,350	5,030	8,420	11,820	15,210
雑費	46,940	39,700	60,880	82,060	103,230
雑費	17,280	34,560	37,120	39,680	42,230
合計	129,650	166,270	201,420	236,570	271,690

第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.416	0.598	0.779	0.961
住居関係費	1.020	0.917	0.813	0.710
被服・履物費	0.279	0.467	0.656	0.845
雑費	0.281	0.431	0.581	0.731
雑費	0.409	0.439	0.469	0.500

4 労働経済関係資料

(ページ調整のための白紙)

5 給与構造の改革関係資料

(ページ調整のための白紙)

第20表 査定昇給制度の状況

(単位 %)

役職段階 項目	課長級			係員		
		500人以上	500人未満		500人以上	500人未満
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昇給制度あり	68.0	45.7	78.9	90.4	93.2	89.0
査定昇給あり	54.0	42.2	59.8	71.5	81.0	66.8
査定昇給なし	14.0	3.5	19.1	18.9	12.2	22.2
昇給制度なし	32.0	54.3	21.1	9.6	6.8	11.0
年俸制	28.2	42.7	21.1			

第21表 査定昇給による評価区分別の人員分布状況

(単位 %)

役職・企業規模 項目		評価区分別従業員割合		
		上位者	標準者	下位者
課長級	規模計	28.8	56.5	14.7
	500人以上	40.4	37.0	22.6
	500人未満	25.3	62.3	12.4
係員	規模計	23.8	58.0	18.2
	500人以上	30.7	46.1	23.2
	500人未満	20.7	63.4	15.9

第22表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

企業規模 項目		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計		45.0	55.0	53.2	46.8
	500人以上	55.0	45.0	70.2	29.8
	500人未満	39.9	60.1	42.8	57.2

第23表 冬季賞与の成績区分別の人員配分状況

(単位 %)

企業規模 項目		課長級			係員		
		上位者	標準者	下位者	上位者	標準者	下位者
規模計		27.7	53.7	18.6	26.1	54.4	19.5
	500人以上	34.2	42.1	23.7	29.4	45.4	25.2
	500人未満	25.2	58.2	16.6	24.7	58.3	17.0

第 2 4 表 冬季賞与の支給状況（最上位者・最下位者）

項目		課長級			係員		
		上位者	標準者	下位者	上位者	標準者	下位者
企業規模	規模計	155.2	100.0	54.5	154.9	100.0	54.5
	500人以上	178.8	100.0	39.5	160.5	100.0	53.3
	500人未満	144.4	100.0	61.4	152.0	100.0	55.1

査定支給を行った事業所における、査定給部分の支給状況。数値は、標準者を 100 とした場合。

第 2 5 表 基本給の下がった従業員に対する現給保障等の経過措置の状況（単位 %）

項目		経過措置を	
		行った	行わない
課長級	規模計	75.1	24.9
	500人以上	61.6	38.4
	500人未満	90.8	9.2
係員	規模計	73.1	26.9
	500人以上	59.4	40.6
	500人未満	85.5	14.5

基本給引下げを伴う制度改革を行った事業所は、課長級 31.1%、係員 32.5%である。

第 2 6 表 賃金の地域差の状況（単位 %）【福井県人事委員会 独自調査】

項目	事業所割合
他地域に事業所がある	72.8
県内にある	33.8
県内の地域によって賃金が異なる	(4.1)
県内の地域によって賃金は同じ	(95.9)
県外にある	58.8
他県の地域によって賃金が異なる	(44.8)
他県の地域によって賃金は同じ	(55.2)
他地域に事業所がない	27.2

() 内の数値は、それぞれ県内の他地域にも事業所がある事業所、県外にも事業所がある事業所を 100 とした場合の割合である。